



令和7年度



亜細亜大学 学友会

令和7年度

初 心

亜細亜学園学友会

昭和五十五年度中央執行委員長 山 田 和 広

先に学友会会則の改正が成って以来十数年余りの年月が経過している。この間、亜細亜学園は着実な発展を見せ、その一助たる学友会も組織の拡大、活動内容の充実を顕著に表わして来た。この組織力・機動力は単独の学生自治組織としては他大学に対して十分に誇り得るべきものと考ええる。

しかし、我々はその活動に於いて、組織力にのみ信頼を置き、本来の「心」すなわち、有機的活動体たる学友会の本質を忘れ去ってしまったのではないだろうか。

歴史を見るまでもなく、偽りの天和に酔い痴れ、その力にのみ過信し「心」を忘却した国家は例外なく滅亡の道を歩んだ。これらは決して外敵の侵入によるものではなく、すべてが内部崩壊である。

学生の偏向的政治思想による活動もほぼ下火となり、その脅威を感じなくなった現在、前述のように我々には、力の過信・「心」の忘却の傾向が見られる。まさに我々は偽りの平和に酔い痴れていると言っても過言ではないであろう。この状態が持続すれば必ず組織は弱体化する。その時、我々先駆者たちが営々として積み重ねて来た栄光は、一瞬にして灰燼に帰してしまうだろう。

会則の改正成った現在、我々は今こそ初心に帰らねばならない。原点に立ち返り学友会の本来の「心」を取り戻すのである。つまり、学友の意志の有機的結合体たる学友会の本質を再考し、全会員の統一意志をもって自らの使命を確認することである。この初心なくして現在の行き詰まった状態の打破は不可能であり、これによって学友会活動の飛躍的發展が有り得る。

学生の三無主義が横行している現在、せめて我々だけは、互いの意志を確認し合い、社会的風潮を客観視し、自らの進むべき独自の方向を定めよう。そして全員の心が一つであるという誓いの下、真の平和とは何か、真の秩序とは何かを考えて行こうではないか。その答えが行動に結びついた時、真の学生自治が再び開花するものと確信する。

目次

表紙・題字（昭和四十三年度学友会総務部長）石井 正美

初学友会会則	昭和五十五年度中央執行委員長 山田和広	2
選挙管理規定		7
議事運営規定		18
會計規定		21
部室管理細則		23
届出制に関する学友会細則		28
学友会館管理規約		30
学友会館使用細則		32
會計監查細則		34
代議員会会則		37
体育会会則		45
学術文化連合会会則		57
選挙管理細則		65
休会制度規約		73
県人会連合会規約		76
学生健康保険委員会規約		79
重細亜学園学生健康保険互助組合規約		87
重細亜学園学生健康保険互助組合規約施行細則		90
救急箱の設置及び貸出に関する規定		94
		96

亜細亜学園学友会会則

選挙管理規定

議事運営規定

会計規定

部室管理細則

届出制に関する学友会細則

学友会館管理規約

学友会館使用細則

学友会会則

前 文

亜細亜学園は、「自助・協力」の建学精神に基づき広く国家社会に貢献するとともに、特にアジアの発展に寄与する人材の育成を目的としている。

この目的に対応し、我が亜細亜学園学友会は、自ら学園の使命を達成せんと、ここに本会を学生自治活動の本体として成立せしめる。

本会は学生生活を実り多きものとするため、学問の自由を擁護し真理の探究に努めると共に、健全な自治活動を通じ学生の親睦を計り、全学友の意志を結集して、秩序ある進歩と創造に努める。更に我々は全学友の相互信頼と相互切磋によって豊かな学風と栄ある亜細亜学園建設に邁進するものである。

第一章 総 則

第一条 本会は亜細亜学園学友会と称し、本部を亜細亜学園内に置く。

第二条 本会は亜細亜学園の学生全員をもつて構成する。

(大学院生・留学生別科を除く)

第三条 本会は前文の目的を達成する為に、次の機関を置く。

一、学生総会

二、代議員会議

三、中央執行委員会

四、学生連絡会議

五、財務協議会

六、特別委員会

七、会計監査委員会

八、選挙管理委員会

九、連絡協議会

第四条 本会会員はすべての活動に対して次の権利・義務を有する。

一、本会各種役員の選挙権と被選挙権。

二、本会組織団体への参加の自由。

三、本会又は、本会組織団体への活動批判の自由。

四、本会の主催する行事に参加する権利。

五、本会所定の会費を納入する義務と会計報告を受ける権利。

六、本会の決議に基づく執行機関の執行に従う義務。
七、その他本会所定の諸規則に定められた権利と義務。
八、本会の主催する学友会選挙、学生総会及び自助協力を考える集いに参加する義務。

第二章 役員

第五條 本会は役員を次の通り置く。

第一項 中央執行委員長・学内副委員長・学外副委員長を各一名置く。尚選出は会員間の立候補とし、全学投票により決定する。

①中央執行委員長は、本会の会務を統括し、本会を代表すると共に一切の責任を負う。

②副委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故ある場合は、その任務を学内副委員長が代行する。

第二項 中央事務局・財務局・国際文化局・広報局・福利厚生局協助会に局長一名を置く。

①中央事務局長・財務局長・国際文化局長・広報局長・福利厚生局協助会局長は中央執行委員長が任命し、代議員会において承認を得る。

②中央事務局長・財務局長・国際文化局長・広報局長・福利厚生局協助会局長は、相互間の連絡を保ち、中央執行委員長を助け局内部を総括する。

第三項 中央事務局・財務局・国際文化局・広報局・福利厚生局協助会は必要に応じて局次長を置くことができる。

第四項

①各局次長は、中央事務局長・財務局長・国際文化局長・広報局長・福利厚生局協助会局長の推薦に基づき、中央執行委員長が任命する。

中央事務局・財務局・国際文化局・広報局・福利厚生局協助会の各局に部を置き、これに部長を置く。

①各部長は中央事務局長・財務局長・国際文化局長・広報局長・福利厚生局協助会局長の推薦に基づき、中央執行委員長が任命する。

第五項

中央執行委員長は必要に応じ、中央事務局・財務局・国際文化局・広報局・福利厚生局協助会の各局に部を新設又は、改廃することができる。但し、代議員会において承認を必要とする。

第六項

代議員は、選挙管理規定に定めるところにより、亜細亜大学各学部各学年別に八名までとする。但し、代議員総数は八十名までとする。

①代議員会議長は一名とし、代議員会議において代議員の中から選出する。

②代議員会議長は代議員の中から副議長一名及び書記二名を任命し、代議員会議において承認を得る。

③代議員会議長は代議員会議の議事運営を司る。

第三章 学生総会

第六条 学生総会は、本会の最高決議機関であり、その決議は本会の最高意志である。

第七条 学生総会は、次の機能を有する。

一、前年度活動報告及び決算報告の承認。

二、基本方針及び活動方針の決定。

三、予算の承認。

四、会則改廃の承認。

五、その他学生総会にはかるべき重要事項の決定及び承認。

第八条 学生総会は、全会員を以て構成し、全会員の四分

の一以上の出席を以て成立する。

第九条 学生総会の召集は中央執行委員長がこれを行う。

第一〇条 定例総会は年一回、五月に開催する。

第一一条 臨時総会は次の場合に召集する。

第一項 中央執行委員長が必要と認めた場合。

第二項 代議員会議の決議で要請がある場合。

第三項 全会員の八分の一以上の連署を以て要請がある場合。

第一二条 学生総会の議案は、中央執行委員長がこれを提出する。

又は全会員の二十分の一以上の連署を以て中央執

行委員会を経て議案を提出することができる。

第一三条 学生総会の出席者が規定数に満たない場合は、十日以内に同一議題につき、再召集しなければならない。

第一四条 再召集総会出席者が規定数に満たず、かつ全会員の六分の一以上の場合は、その出席会員によって審議決定し仮決議とする。

第二項 仮決議に対し、十日以内に仮決議した会員数の二分の一以上の連署による異議申し立てがない場合は自然承認とする。

第二項 異議申し立てがあつた場合は、代議員会議がこれを審議決定する。

第一五条 再召集総会出席者が全会員の六分の一未満の場合は総会が開かれるまでの自治活動を停止する。但し、活動停止後代議員会と中央執行委員会は総会が開かれるように最善を尽くさなければならない。

第一六条 学生総会の決議は、出席会員の過半数の承認を必要とする。賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第一七条 学生総会開催の際、中央執行委員長は、総会の日時・場所・開催方式・出席要件・議題を一週間前までに公示し、終了後すみやかにその決定内容を公示せねばならない。

第一八条 学生総会の議事運営に関して別にこれを定める。

第四章 代議員会議

第一九条

第二項

代議員会議は学生総会に次ぐ決議機関であり、学生総会に諮るべき事項以外の行事およびその他活動に必要な事項の審議決定を行う場である。

第二項

代議員会議の審議事項は、代議員会議で提出されたものとする。

第二〇条

代議員会議は、中央執行委員長・学内副委員長・学外副委員長・中央事務局長・財務局長・国際文化局長・広報局長・福利厚生局協働会局長及び代議員の三分の二以上の出席を以て成立する。

第二一条

代議員会議の召集は中央執行委員長又は代議員議長がこれを行う。

第二二条

定例代議員会議は、毎年五月、六月、十月、十一月、一月に開催する。

第二三条

臨時代議員会議は次の場合開催する。但し、四月一日より新代議員が選出されるまでの間に開催される場合には、前年度代議員を召集するものとし、その場合卒業生は代議員定数に含まれないものとする。

第一項

中央執行委員長が必要と認めた場合。

第二項 代議員の四分の一以上の要請のある場合。

第二四条

代議員会議の決議は出席代議員会議構成員の過半数の同意を必要とし、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第二五条

代議員会議構成員出席者が規定数に満たない場合は、十日以内に同一議題につき再召集しなければならない。

第二六条

再召集代議員会議構成員出席者が、規定数に満たない場合は中央執行委員長がこれを解散する権利を有する。尚、解散後十日以内に再選挙を行う。

第二七条

代議員会議開催の際、中央執行委員長又は代議員議長は日時・場所・議題を一週間前までに公示し、終了後すみやかに決定内容を公示しなければならない。

第五章 中央執行委員会

第二八条

中央執行委員会は本会の最高執行機関であり、本会の目的達成のため学生総会、代議員会議において承認、決議された事項を執行する。

第二九条

中央執行委員会は、次に定める中央執行委員で構成する。

- 一、中央執行委員長
- 二、学内副委員長
- 三、学外副委員長

四、中央事務局長

五、財務局長

六、国際文化局長

七、広報局長

八、福利厚生局協働会局長

九、各局次長

十、各局部長

第三〇条 中央執行委員会は中央執行委員長が召集し、中央執行委員の四分の三以上を以て成立する。

第三一条 定例中央執行委員会は、毎月一回開催する。但し、大学の休暇中はこの限りではない。

第三二条 臨時中央執行委員会は、中央執行委員長が必要と認めた場合、もしくは中央執行委員の三分の一以上の要請があつた場合、これを開催する。

第六章 学生連絡会議

第三三条 学生連絡会議は、学内組織団体相互の連携を強め、学園内の融合と団結を計るために設置する。

第三四条 学生連絡会議の構成員は次のとおりとする。

一、中央執行委員長

二、学内副委員長

三、学外副委員長

四、中央事務局長

五、財務局長

六、国際文化局長

七、広報局長

八、福利厚生局協働会局長

九、特別委員会委員長

十、特別組織団体委員長

十一、学術文化連合会委員長

十二、体育会委員長

第三五条 学生連絡会議は中央執行委員長が召集主宰し構成員の三分の二以上の出席を以て成立する。

第三六条 学生連絡会議は次の場合に開催する。

第一項 定例学生連絡会議は毎月一回開催する。但し、大学の休暇中はこの限りではない。

第二項 臨時学生連絡会議は中央執行委員長が必要と認めた場合もしくは、構成員の二分の一以上の要請のある場合開催する。

第七章 特別組織団体

第三七条 特別組織団体は、亜細亜学園の発展及び学生生活の向上を目的として設立することができる。

第三八条 特別組織団体の設立・解散は、学生総会の承認を得なければならない。

第三九条 特別組織団体は学友会の全会員を以て構成し、中

中央執行委員会との密接な連携のもとに自主的な活動を行う。

第四〇条

特別組織団体は会員の会費を納入する義務と会計報告を受ける権利を規定することができる。

第四一条

特別組織団体の役員及び運営その他全般に関する諸事項は、特別組織団体の規約に定める通りとする。

第四二条

特別組織団体は中央執行委員長の要請があつた場合、諸種の資料を提出しなければならない。

第八章 組織団体

第四三条

学術文化連合会、体育会、及び上記組織に属する各団体を組織団体とする。

第四四条

各組織団体に専任教職員を顧問として置く。
①各組織団体の顧問に、推薦する顧問の就任は学長の委嘱による。

②顧問はその企画運営に関し必要に応じ助言を与える。

第四五条

各組織団体は、各々に所属する会員によって構成され、自主的に活動する。但し、各組織団体はその活動状況を中央執行委員会に報告し密接な連絡を取らねばならない。

第四六条

各組織団体の役員及び運営その他全般に関する諸事項は、各組織団体の会則に定めるとおりとする。

第四七条

各組織団体は中央執行委員長の要請があつた場合諸種の資料を提出しなければならない。

第四八条

各組織団体が本会の目的に反した場合、又は活動状況が極めて低調な場合、中央執行委員長は適切な処置を講ずるものとする。

第九章 特別委員会

第四九条

中央執行委員長及び、代議員会が特定の事項を行なわしめるために必要と認めた場合、特別委員会を設置できる。

第五〇条

特別委員会委員長は、中央執行委員長が会員の中から任命し、代議員会議において承認を受ける。

第五一条

特別委員会委員長は、本委員会を会員の中から選任し中央執行委員長の承認を受ける。

第五二条

特別委員会委員長は、当該事項に関する中央執行委員会、代議員会議に出席しなければならない。

第五三条

特別委員会は、中央執行委員長の要請があつた場合、その活動状況並びに、諸種の資料を提出しなければならない。

第五四条

特別委員会は、当該目的の達成後及び、達成不可能が代議員会議で認められた時解散する。

第五五条

特別委員会のうちアジア祭実行委員会、体育祭実行委員会、音響技術委員会、新人生研修委員会、

新聞委員会、卒業アルバム委員会は常設とする。

第十章 連絡協議会

第五六条

連絡協議会は、学友会と大学当局が率直な意見の交換を行い密接な連携を保つため、双方の必要に応じて開催される。

第五七条

連絡協議会の召集は学長及び中央執行委員長がこれに当たる。

第十一章 財務協議会

第五八条

財務協議会は、学友会内の財務執行上の諸問題について、検討・解決するための機関である。尚、此の際本会で結論が出ない場合は、代議員会議が審議決定する。

第五九条

財務協議会は、中央執行委員長もしくは財務局長が必要と認めた場合、または、各団体の要請があった場合、中央執行委員長がこれを召集し、会議を主宰する。

第六〇条

会議の構成員は次のとおりとする。
第一項 中央執行委員長・学内副委員長・学外副委員長・財務局長・当該団体の代表者・財務担当者。

第二項

その他、必要と認められる者は、中央執行委員会

と当該団体の協議・合意のもと参加を許可する場合がある。

第十二章 会計監査委員会

第六一条

会計監査委員会は、選挙管理規定の定めるところにより、選出された三名以上五名以下の委員によって構成され、委員間の互選により、委員長一名を置く。但し学内組織団体の役員並びに亜細亜大学四年次生はその資格を有しない。

第六二条

会計監査委員会は、予算・援助金を交付した組織団体の一切の会計を監査する。会計監査は毎年二回定期に行い、その結果を代議員会議、学生総会において報告しなければならない。但し、会計監査委員会は必要に応じて緊急監査することができる。会計監査委員の任期は原則として四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第六四条

会計監査にあたって、会計監査委員会は他の一切の機関及び団体の干渉もしくは拘束を受けない。

第六五条

会計監査委員会の委員が辞任する場合、代議員会議において承認を得なければならない。

第六六条

監査に際しての基準は、別に監査細則にこれを定める。

第十三章 選挙管理委員会

第六七条 選挙管理委員会は、原則として代議員会の中から、

公正公平な選挙運営を行える学生を以て構成し、委員間の互選により委員長一名を置く。

第六八条 選挙管理委員会の委員の任期は第一回定例代議員

会議から翌年度第一回定例代議員会議までの一年間とする。

第六九条 選挙管理委員会の委員に欠員が生じた場合、選挙

管理委員長は速やかに対処し、直ちに代議員会に報告しなければならない。

第七〇条 選挙管理委員会は次の活動を行う。

一、代議員・会計監査委員・中央執行委員（但し中央執行委員長・学内副委員長・学外副委員長）の選出に関して、公示・投票・開票・その他一切の活動。

二、第十五章第八六条の場合、一週間以内に中央執行委員会の信任投票を行うこと。

三、選挙結果を全会員に公示すると共に、中央執行委員会に書面にて報告する。

四、選挙当選者に対し当選確認証を交付する。

第七一条 選挙管理委員は、会計監査委員を兼ねることはできない。

第七二条 選挙管理委員は、本会の選挙権を有しない。また、

立候補者に関する一切の選挙活動を行ってはならない。

第七三条 その他選挙細則は別に選挙管理規定に定める。

第十四章 財務

第七四条 本会の会計は中央執行委員会財務局長が司どる。

第七五条 本会の収入は、会員の納入する会費、寄付金、本学からの助成金、預金受取利息及びその他の収入によつてこれにあてる。その他の収入は原則として認めないが、中央執行委員長及び財務局長が必要と認めた場合は例外とする。

第七六条 本会の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第七七条 本会の会計における細則は、別に会計規定にこれを定める。

第七八条 中央執行委員会財務局長は、予算交付に際し、統制査定し、中央執行委員長の承認を得る。

第七九条 財務局長は、予算・援助金を交付した各組織団体の会計監査を行う。各組織団体は財務局長の会計監査を受けなければならない。

第八〇条 中央執行委員会財務局長は、その保管する帳簿を会員の要求する時これを提示せねばならない。

第八一条 中央執行委員会財務局長は、学生総会において会計報告をしなければならない。

第十五章 顧問

第八二条 学生団体の請願により、顧問を設置することができる。ただし、これは学生団体の活動を円滑に行うための助成を目的とする。

一、顧問は、通帳・キャッシュカード・銀行印を管理する。当該団体が使用を要求する時、執行内容を確認の上、これを承諾する。

一、顧問の調整（新設・解任等）が必要な場合は、中央執行委員会及び学生センターに申し出、相談をすること。

第十六章 任期・解任・解散

第八三条 本会役員の任期は原則として四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第八四条 中央執行委員の辞任は次の通り定める。

第一項 中央執行委員長が辞任を申し出た場合、代議員会議において審議決定し、副委員長がこれを公示する。

第二項 副委員長及び中央事務局長・財務局長・国際文化局長・広報局長・福利厚生局協働会局長が辞任を

申し出た場合、中央執行委員長がこれを決定し、代議員会議において承認を得る。

第三項 前項において後任の必要を認めた場合は、中央執行委員長はこれを任命し、代議員会議において承認を得る。但し任期は前役員の残任期間とする。各局次長及び各担当部長の辞任は中央執行委員長がこれを決定する。

第四項 責務遂行の意志がない役員及び本会の決議に反する行為又は、不都合な行為があつた役員は、中央執行委員長が解任することができる。但し、学内副委員長・学外副委員長・中央事務局長・財務局長・国際文化局長・広報局長・福利厚生局協働会局長の解任は、代議員会議の承認を必要とする。

第八六条 中央執行委員会は次の場合、解散しなければならない。

第一項 中央執行委員長が中央執行委員会の解散を決定した場合。

第二項 中央執行委員会の信任投票の結果、信任投票数が有効投票数の過半数に達しない場合。

第三項 任期満了。

第八七条 中央執行委員会の信任投票は次の場合に行う。

第一項 中央執行委員長が必要と認めた場合。

第二項 学生総会において信任投票を行うことが決議された場合。但し、第三章第一四条は適用されないも

のとする。

第三項 全会員の八分の一以上の連名請求がある場合。

第八八条

任期終了の際はその終了日までに、辞任もしくは解任の際はその日から三日以内に、前役員は新役員に権限と事務の引き継ぎを完了せねばならない。

第十七章 賞 罰

第八九条

課外活動について疑義ある事項が生じた場合は、中央執行委員会が中心となつて調査をすることができる。調査の結果、中央執行委員長が認めた場合、適切な措置をとることができる。

第九〇条

本会会員及び組織団体は次の事項の行為をなした場合、中央執行委員長は代議員会議の決議を経てこれを懲戒する。

第一項

本会会則に違反し、本会の秩序を乱した時。

第二項

本会会員としての体面を著しく汚した時。

第三項

暴力行為及びそれに類する行為をなした時。

第九一条

処罰を受けた者は、その期間における会員としての一切の権利を失う。

第十八章 緊急時における学友会活動

第九二条

亜細亜学園学友会は、緊急事態（大学立入禁止）など、通常通りの学園生活が行われないと中央執行委員長に判断された場合、中央執行委員長が大学と協議の後、総合的に今後の学友会活動を判断する。

第九三条

中央執行委員会は、緊急事態において、学校が再開された際、円滑に学友会活動が行えるように努力しなければならない。

第九四条

緊急事態における学生総会は、学友会会則第三章のうち第十条・第十八条を考慮しないものとして開催できる。

第九五条

緊急事態における学生総会は、緊急事態における当該中央執行委員会が開催形式・日程を決定することができる。但し、それらは代議員会での許可された開催形式・日程のみ認められる。

第九六条

緊急事態における学生総会において、諸般の事情により、前年度活動報告及び前年度決算報告が行なえないと中央執行委員長と学友会財務局長が判断した場合、これを延期できる。但し、その場合、活動報告及び決算報告は来年度学生総会までに中央執行委員会が必ず行わなければならない。

第九七条 これらは、緊急事態と中央執行委員長が認め、代議員会に了承された場合のみ適用される。

第十九章 補 則

第二〇三条

る。但し、その日より前の代議員会議において特別措置規則を実施する必要がないと認められるに至ったときは、速やかに廃止するものとする
本会会則は昭和五十六年四月一日より効力を発する。

第九八条 本会会則は本会会員すべての学内組織団体規約に優先する。

第九九条 本会会則改正は、代議員会議において審議し、学生総会で出席会員の三分の二以上の承認を必要とする。

但し第三章第一四条は適用されないものとする。

第一〇〇条 公認された組織団体は設立と同時に中央執行委員長長の決定に基づき第六章第三四条ないし第八章第四三条の適用を受ける。

第一〇一条 本会会則の最高解釈権は中央執行委員長がこれを有す。

第一〇二条 本会会則に重大な不足・欠陥を中央執行委員長または代議員が認め、その対応の迅速さが求められる場合においてのみ、代議員会議において審議を経て特別措置規則を制定・施行することが出来る。

承認は提案を受けた側の三分の二以上の賛成によって成立するものとする。尚これは施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。また、規則の期間を延長は出来ないものとする。

選挙管理規定

第一条 公 示

第一項 選挙管理委員会は投票日の十日前までに、選挙に関する要綱を公示しなければならない。

第二項 選挙管理委員会は立候補届締切後速やかに、立候補者の氏名、学部、学年、及び責任者の氏名、学部、学年を公示しなければならない。

第三項 選挙管理委員会は選挙終了後、ただちに、結果を公示しなければならない。

第二条 立 候 補

第一項 中央執行委員長、学内副委員長、学外副委員長は全会員の立候補制とし、会員の直接選挙により、各一名を選出する。

第二項 代議員は全会員間の立候補制とし、亜細亜大学各学部各学年別に八名までを各学部各学年別の直接選挙により選出する。但し、代議員総数は八十名までとする。

第三項 会計監査委員は、全会員間の立候補制とし、会員の直接選挙により、三名以上五名以下選出する。

第四項 立候補者は選挙管理委員会の定める様式に従い、届出をしなければならない。

第五項 立候補者の届出は原則として土曜・日曜日を含まない一〇日前から五日前までとする。尚、届出には責任者一名を連記する事。

第六項 選挙管理委員会は、立候補届締切日が過ぎても、立候補者が無い場合、立候補届締切日及び投票日を延期する事ができる。

但し、立候補者の無い役職があった場合、その役職についてのみ、立候補届締切日及び投票日を延期することができる。

第七項 選挙管理委員会が選挙に際し、重大な支障があると認めた場合、立候補届締切日及び投票日を延期することができる。

第三条 選挙運動

第一項 立候補者の選挙運動は立候補届出の翌日より、投票日前日までとする。

第二項 立候補者及び支持者の一切の選挙運動は、選挙管理委員会の許可並びに指示に従う。

第三項 立候補者の個人立合演説会は、選挙管理委員会の定める日時、場所で行う。

第四項 立候補者に対する応援演説者は一名とし、応援演説者は、氏名、学部、学年を立会演説会開始三十分前まで

に選挙管理委員会に届出をしなければならない。

第五項 選挙管理委員会が主催する立会演説会は、届出締切日の翌日から、投票日前日までの間に二回行うものとする。

第六項 選挙ポスター

① 選挙管理委員会の指定用紙を用いる。

② 指定用紙に記載事項を記入し、写真貼付の上所信検印を受ける。選管印を必要、模造紙半切。

③ 一候補につき五枚以内とする。

第四 条 投 票

第一項 中央執行委員長、学内副委員長、学外副委員長の選挙は連記無記名投票とする。

但し、対立候補のいない場合は信任投票とする。

第二項 代議員の選挙は亜細亜大学各学部各学年、亜細亜大学短期大学部学年別に連記無記名投票とする。

但し、対立候補のいない場合は信任投票とする。

第三項 会計監査委員の選挙は、連記無記名投票とする。

但し、対立候補のいない場合は信任投票とする。

第四項 選挙管理委員会は投票に際し、投票者の学生証の確認をしなければならない。

第五項 次の投票は無効とし、その判定は選挙管理委員会が行う。

① 正規の投票用紙を用いないもの。

② 不必要な文字、落書したもの。

③ 同一氏名を連記したもの。

④ 記入文字の確認できないもの。

⑤ 投票用紙を破損したもの。

⑥ 白紙投票。

第六項 不在者投票及びその他投票に関しては、選挙管理委員

会の指示に従うものとする。

第五 条 開票、及び当選者決定

第一項 開票は公開とし、すべて即日行う。

第二項 開票立会人は立候補者の責任者とする。

第三項 中央執行委員長、学内副委員長、学外副委員長を得票数順に決定する。

第四項 代議員は、亜細亜大学各学部各学年別に最大八名を得票数順に決定する。

第五項 会計監査委員は最大五名を得票数順に決定する。

第六 条 信任投票、補欠選挙

第一項 ① 信任投票の際は、信任投票数が、有効投票の過半数に達した場合、その役員に選出されるものとする。

② 過半数に満たない場合はその資格を失う。

第二項 不信任された委員は、その年度の全ての選挙において立候補できない。

第三項 欠員が生じた場合は二週間以内に補欠選挙を行わなけ

ればならない。

第四項 補欠選挙は選挙管理規定の各項に準ずる。

第七 条 そ の 他

第一項 選挙の結果に異議があるものは、開票日から三日以内に文書で次のものに対して、異議申し立てをすることができる。

① 選挙管理委員会に異議があるものは中央執行委員会に申し立てる。

尚、中央執行委員会はこの異議申し立てを代議員会議に提出し、代議員会議はこれを審議する。

② その他の異議申し立ては、選挙管理委員会に訴願する。それにより、選挙管理委員会はこの異議申し立てを審議する。

第二項 異議申し立てに対して各委員会は十日以内に審議決定し、公示しなければならない。

第三項 選挙管理規定に違反した立候補者に対して選挙管理委員会は立候補の取消し、及び当選無効の処置をとることができる。

第四項 選挙に関する器物を故意に破損もしくは、消滅した場合は、その者に対して選挙管理委員会の決議に基づき始末書、謝罪書の嚴重なる処罰をすることができる。
尚、これらの者の選挙権、被選挙権は当該選挙に限り、認めない。

第五項 本規定の改正は学生総会における出席会員の三分の二

以上の同意を必要とする。

第六項 本規定は昭和四十四年四月一日より施行する。

議事運営規定

第一条 総 則

第一項 学友会会則第三章第十八条に基づき、学生総会議事運営に関する事項を次の通り定める。

第二項 総会は次に定める委員で運営される。

- 一、議長団（総会議長、副議長）
- 二、総会運営委員団（五名以上）
- 三、書記団

第二条 議 長 団

第一項 総会において選出された総会議長と、代議員会議において選出された副議長の、それぞれ各一名によって、議長団を構成する。

但し、任期は、選出されてから、総会終了までとする。

第二項 議長団は総会運営委員団とともに、総会を統轄し、議事運営の任にあたる。

第三項 議長及び副議長は、総会の承認を得て、辞任することができる。

①総会は、その過半数をもって、議長に対し、不信任

を議決できる。

②不信任された議長は、直ちに辞任し、副議長が速やかにその職務を引き継ぐものとする。

③前号において、副議長が、更に不信任された場合、総会運営委員団がその後の運営に関して決定する。

第三条 総会運営委員団

第一項 総会運営委員団は代議員会で選出された五名以上の委員を以て構成し、委員間の互選により、委員長一名を置く。但し、その任期は選出されてから、総会終了までとする。

第二項 総会運営委員団は、総会運営の責任を負う。

第三項 総会運営委員団は、書記を任命する。

第四項 総会運営委員団は、総会開催、運営に必要な一切の準備をしなければならない。

第四条 運 営

第一項 議長団は、開会予定時刻より相当な時間を経過しても尚、規定数に達する見込みのないと判断した場合は総会運営委員団に計り流会を宣言しなければならない。

第二項 緊急動議は、総会運営委員団がその採否を決定し、全会員の二十分の一の同意によって議題にくみ入れることができる。尚、議事進行に関する動議は、全ての議案に先行して審議される。

第三項 会議中の発言は、全て議長の許可を得て行わなければならない。

第四項 議長は、議場が混乱し、議事の運営が困難であると判断した場合、総会運営委員団と協議し、総会を中止することができる。

第五項 議長は、明らかに議事の妨害、議場の混乱を意図すると判断される行為者に対して退場を命ずることができる。

第六項 会員は、総会参加に際し、総会運営委員団の指示する者に学生証を提示しなければならない。

第七項 総会の構成員に対する資格審査は総会運営委員団が行う。

第八項 この規定に明示されていない運営事項に関しては、随時、議長団及び、総会運営委員団がこれを定め、直ちに総会に報告しなければならない。

第五 条 委 任 状

第一項 総会を欠席する会員は、委任状を議長に必ず提出しなければならない。

第二項 委任状は出席に加算されるが、票決に加えない。

第三項 委任状は総会運営委員団が集め、これを審査し、その結果を総会に報告しなければならない。

第六 条 附 則

第一項 本規定の改正は、代議員会で、出席代議員の三分の二以上の承認を必要とする。

第二項 本規定は昭和四十四年四月一日より施行する。

会計規定

第一章 総則

第一条 (目的)

本規定は、亜細亜学園学友会（以下「本会」と称す）の会計に関する基準を定めるものであり、本会財務の公正を期するとともに財政状態を適正に把握することを目的とする。

第二条 (適用)

本規定は、学友会費（以下「会費」と称す）を交付された、全ての団体・個人に適用される。

第三条 (会計処理の基準)

本会の会計に関しては、学友会会則の定めのほか、この規定の定めるところによる。但し、会計処理の基準は、別に定める会計監査細則に準ずる。

第四条 (財源)

本会の収入は、会員の納入する会費、寄付金、本学からの助成金、預金受取利息及びその他の収入によつてこれにあてゐる。その他の収入は原則として認めないが、中央執行委員長及び財務局長が必要と認めた場合は例外とする。

第五条 (期間)

本会会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日を以つて終了とする。但し、四月一日より九月三〇日までを前期とし、一〇月一日より翌三月三十一日までを後期とする。

第二章 会計監査

第六条 (外部会計監査)

学友会会則第十二章により構成された会計監査委員会が、各団体の会計監査を行う。監査の方法は、別に定める会計監査細則に定める。監査は原則として前期と後期の二回行うものとする。但し、委員会が必要との判断を下した場合はこの限りではない。尚、監査の際、本規定または監査細則に反した団体に対しては、会計監査細則第二二条に定める通りとする。

第七 条 (内部会計監査)

学友会会則第一四章第七九条に基づき、学友会財務局は各団体の会計監査を行う。監査方法は、前条に準ずる。又、執行された予算が、予算案通り使われているか否かを確認する。尚監査の際、本規定または監査細則に反した団体に対しては、本規定第三〇条、会計監査細則第二三条に定める通りとする。

第三章 予 算

第八 条 (配分)

本会の予算配分の決定は、本規定第一条による各団体の活動状況と活動計画に基づいて、会則第十四章第七八条に準じ、別に定める会計監査細則を基準の一つとする。

第九 条 (補正予算)

予算の編成後に、これを変更する必要がある場合は、中央執行委員会財務局長は補正予算を作成することができる。尚その際、代議員会議において出席代議員の過半数の承認を必要とする。

第一〇 条 (暫定予算)

本会の予算案が総会で否決、もしくは流会となり、各団体の活動が円滑に進まない場合は、財務協議会の判断で前年度予算の比率に基づき、最高二カ月迄の暫定予算を組むことができる。しかし、同時に本予算が可決されるように努力しなければならない。

第一 条 (各団体義務)

本会の予算配分を受ける各団体は、予算配分に先立ち、次の書類を学友会財務局もしくは各団体本部に提出しなければならない。

- 一、前年度決算報告書並びに前年度活動報告書
- 一、本年度予算見積書
- 一、本年度活動計画書

第二 条 (予算の目的外使用の禁止)

各団体は、予算案以外を目的とする使用を、禁止する。又、予算内での収支移転(振帳上の赤字の補填時)は、決算報告時に報告を必要とする。

第三 条 (予備費の利用)

予備費の使用が必要の際は、学友会財務局に対しその理由・金額を、請求書の提示もしくは文書において迅速に報告しなければならない。よって、不足した場合を除いては出納しないものとする。

第一四条（予算報告）

中央執行委員会財務局長は、予算報告書及び各明細書を作成し、学生総会において報告しなければならない。

第四章 出 納

第一五条（帳簿・領収書帳）

帳簿記入は、全て領収書に基づき行う。尚、領収書は各団体が別に領収書帳として保管する。

第一六条（収入）

金銭の収納に際しては、団体責任者もしくは会計責任者（財務担当者）の認め印が入った領収書を発行する。

第一七条（支出）

金銭の支出をする時は、原則として領収書と引き換えに行わなければならない。尚、場合によっては、会計責任者（財務担当者）の認める者に限り現金を前渡しすることもできる。

第五章 決 算

第一八条（決算）

①各団体の会計責任者は、前期会計及び後期会計末日において決算整理をし、帳簿・領収書帳を学友会財務局に提出しなければならない。

②中央執行委員会財務局長は、決算報告書並びに各明細書を作成し、学生総会において報告しなければならない。

第一九条（決算準備）

決算準備のため各会計責任者（財務担当者）は次の事務手続を行う。

一、領収書の記載事項と帳簿の記載事項を照合する。

一、領収書の合計と帳簿の合計を照合する。

一、実際の預金残高と帳簿残高を照合する。

一、元帳簿と、振帳簿合計を照合する。

第二〇条（決算事務）

中央執行委員会財務局長は、前条の決算準備終了後、収支決算書及び各明細書を作成する。

第二一条（赤字財政）

予算を配分された各団体は、定められた予算内で活動し、赤字財政を行ってはならない、また、学外からの借用は一切禁止する。

第二二条（繰越金）

毎会計年度における決算上の余剰金は、翌会計年度に繰り越し、学友会基金とする。これは、各団体における繰り越し金は一切認めないものとし、学友会財務局に三月三十一付で返還という意味である。但し、実際の返還日は、外部会計監査後とする。

第六章 学友会基金

第二三条（財源）

第二三条の繰り越し金と、前年度までの基金を財源とする。

第二四条（支出）

①本基金の利用に際しては、中央執行委員会もしくは代議員の一〇分の一以上の要請のある場合、学友会財務局を申請窓口として、代議員会議に議案として提出し、出席代議員の過半数の承認を必要とする。

②本基金の利用は、全学友に対しての最大なる還元を、第一の用途目的とし、当年度の会費が不足した場合も利用できる。

第二五条（予算）

本基金利用の際の予算配分決定は、中央執行委員会財務局長の裁量とする。

第七章 助成金

第二六条（予算）

助成金（援助金）は中央執行委員会財務局長が、原則として、学生総会で当年度予算案が承認された後に予算として配分する。

第二七条（細則）

①助成金（援助金）の適用方法に際しては、別に助成金規定に定める。

②一般助成金の申請窓口を学友会財務局とし、個人への還元を目的として支給する。適用方法に際しては、別に一般助成金規定に定める。又、この取り扱いは当該年度の学友会財務局長がこれを行い決定する。

第八章 財務担当者会議

第二八条 (目的)

本会議は各団体の財政状況の把握を主目的とし、また財務に関する学友会財務局と各学友会諸団体の意見交換の場である。

第二九条 (構成)

本会議は、中央執行委員会財務局長がこれを召集し、会議を主宰する。尚、会議の構成員は中央執行委員会財務局長・各団体の会計責任者（財務担当者）とする。また、必要に応じ中央執行委員会の三役・会計監査委員等の出席を認める。尚、必要か否かは中央執行委員会財務局長が判断する。

第九章 補 則

第三〇条 (財務局長の義務・権利)

① 中央執行委員会財務局長は、予算を配分した団体の会計状況を必要がある時は調査し、財政活動を健全化・明確化の方向に指導しなければならない。

② 中央執行委員会財務局長は、本規定に違反した団体に対し

責任をもつて注意・指導し、その改善・誠意なき場合は、予算の交付を停止・保留もしくは返還を求めることができる。違反内容が全学友会員に関わる場合は、これを公表する義務を負う。

第三一条 (取扱権)

本規定の取り扱い、当該年度の中央執行委員長、学友会財務局及び会計監査委員会がこれを行い、決定する。

第三二条 (保管)

① 各団体の帳簿及び領収書等の保管を四力年とし、学友会財務局もしくは会計監査委員会の要請がある場合は、各書類を提出しなければならない。

② 通帳・キャッシュカード・銀行印は、原則顧問が管理すること。

第三三条 (改正)

本規定の改正は、代議員会議で出席代議員の三分の二以上の承認を必要とする。

第三四条 (施行)

本規定の施行は、平成十年四月一日とする。

部室管理細則

第一条 美化、清潔について

部室の内外は、部員自らの手によって常に清潔に保たなければならない。

- ①部員は各階の床、トイレ、階段の自主的美化に努める。
- ②各団体は、自らの部室を清潔にしなければならない。
- ③倉庫、暗室、放送室の清掃は、それぞれの関係する団体の責任とする。
- ④清掃に関する用具は、中央執行委員会が保管する。
- ⑤中央執行委員会は随時美化清掃を検査する。

第二条 静粛について

部室内では、静粛を旨とし、他の団体や、近隣の民家に迷惑を及ぼしたり、授業の妨げになるようなことがあってはならない。

第三条 施設、備品の愛護節用

部室の施設、備品は、愛護節用して、長くその命数を保たせるように心掛けると共に、みだりに改造、増設したり、釘を打

ちつけたりしてはならない。

第四条 火災予防

火災予防に関しては、特に次の事項を守らなければならない。

- ①無断で火気を使用しないこと。止むを得ず焼却設備のない場所で火気を使用する場合は、中央執行委員会を通し、大学の許可を得ること。その場合、必ず消火器を備え付けるものとし、かつ残り火の後始末を完全にすること。
- ②規定、又は許可された容量以上の電気器具を使用しないこと。
- ③みだりに電気配線に変更を加えたり、増設しないこと。
- ④火災の場合の外は、火災探知機に触れないこと。
- ⑤消火器は所定の場所に備え付けておくこと。
- ⑥消防訓練には、積極的に参加すること。

第五条 節電、節水について

部員は、各自の自覚によって、節電、節水に協力するものとする。

第六条 部室の使用時間、宿泊について

部室の使用時間は原則として午前七時より午後九時までとし、かつ宿泊を禁ずる。クラブ活動の繁忙時等に使用時間の延長を必要とする場合には、事前に中央執行委員会を通して大学の許可を受けること。

第七 条 部室の暖房について

部室の暖房については備え付けのボイラーによるものとし、その他については一切暖房を認めない。

第八 条 防犯について

部室内の防犯は嚴重にし、盜難に対しては、当事部の責任とする。

① 中央執行委員長は各部室の鍵暗証番号を把握、管理する。

② 各部室の鍵暗証番号は各団体が嚴重に管理し、部員以外又は関係者以外は鍵暗証番号の使用を禁ずる。

③ 各部室の備え付け以外の鍵の使用を禁ずる。

第九 条 損害と弁償

部員の故意、不注意によつて施設、物品に損害を与えた場合は直ちに、中央執行委員会に報告するものとする。この場合の弁償の個人負担か否かは中央執行委員会の責任において裁定するものとする。施設、設備の固定化されたものの欠損は、原則として大学財務部施設課が修繕するものとする。

第一〇 条 会議室に関して

第二アジア会館会議室は、学術文化連合会、体育会、各団体を問わず使用することが出来る。

但し、使用する場合は、事前に必ず中央執行委員会の許可を

得ること。

尚、休日に使用する場合は前日までに中央執行委員会を通じて大学の許可を受けること

第一一 条 給湯設備、ガスコンロ使用に関して

給湯設備、ガスコンロの使用は次のように行う。

① ガスコンロの使用中は、その場から離れてはならない。

② 給湯室備品の持ち出しを嚴禁する。

③ ガスコンロ使用後は必ずバルブを締める。

第一二 条 嚴守事項

中央執行委員会は、部室管理のため次の事項を設定する。

① 第一アジア会館ホール真上の屋根又は、玄関真上、ボイラー室真上の屋根及び、第二アジア会館北側屋上に上る事を嚴禁とする。

② ボイラー室の出入りを嚴禁とする。

③ みだりに窓から顔を出したり、大声をあげるなど、大学生として恥ずべき行為をしてはいけない。

以上の事項はあくまでも、クラブ団体の活動を円滑にし、部室管理の完全遂行のため設定する。各団体各部員の自覚と協力を願うものである。

本細則に違反し、中央執行委員会の指示に従わない団体は、部室閉鎖等の処分に処することがある。

届出制に関する学友会細則

大学は学問を研鑽し、豊かなる人間を育成する學術探求の場であり、将来自主独立に自らを経営する人間の育成が大学の目的である。したがって学生にとって大学は人生における最高の自治訓練の場でもある。ゆえに学生は大学内において大きな責任と地位を有しているわけである。

ここに我々学友会は、大学の自由と責任とを尊重する精神のもとに課外活動に関する諸手続きを許可制から届出制に移行することを希望した。しかし特殊な政治目的を持ってこれを大学全体に強制しようとするがごとき行為者及び、大学の基本的目的に反するがごとき行為はこれを一切認めない。

自治の本質は自由と責任の有機的相互関係の中にあることを確認し、真の自由確立のため、左記の規定を定める。

第一条

- 一 項 学友会員の課外活動は原則として学友会の責任のもとに行われる。

第二条

- 二 項 政治及び宗教活動はこれを一切認めない。
- 一 項 本学々生が団体を設立する時は、体育会、学術文

- 化連合会、届出団体の規定に従わねばならない。
- 二 項 学友会に所属しない団体の設立は、原則としてこれを認めない。

第三条

- 一 項 集会を行なおうとするときは、1号より3号、二項より五項の次の規定に従い、必要事項を記載し、学友会中央執行委員会に原則として一週間前までに、承認を得なくてはならない。
- 1、目的 2、責任者氏名 3、日時・場所
- 二 項 亜細亜学園内の屋外における集会は、授業時間外とする。

- 三 項 教室内での集会は、他の授業を妨げてはならない。
- 四 項 特に学外での集会は一項の承認の際に、所轄官庁等の許可を得なければならない。

- 五 項 試験期間中の学内集会はこれを認めない。
- 四 項 印刷物を配布する場合は、原文を添附し、第三条

- 一項の事項を記載し、学友会中央執行委員会に原則として一週間前までに提出しなければならない。
- 五 項 掲示は、学友会の指定する場所・書式に従わねばならない。

第六条

- 一 項 立て看板を立てる場合は、所定の場所を使用し、二項及び三項の規定に従い、学友会中央執行委員会に原則として二週間前までに提出しなければならない。

らない。

二項 大きさはベニヤ板180 cm×180 cmを限りとする。

三項 期間を明示し、その最終日にはすみやかに撤去しなければならない。

第七 条 第三条より前条により提出を行う場合は、学友会中央執行委員会所定の届出用紙を使用しなければならない。

第八 条 印刷物、掲示物、立看板その他には虚偽を記載し、他人の名誉を毀損し、風紀を乱すものであつてはならない。尚、団体名を明確に記載しなければならない。

第九 条 本規定に違反した場合は、学友会会則第十六章を適用するものとする。

学友会館管理規約

大学は、自助協力の建学精神に基づく学友会活動の発展向上と学友の憩いと親睦に役立て、かつ教職員学生相互の交流を深めるため、学友会館を設ける。

大学と学友会は、上記の趣旨を相互に確認し、大学が管理する学友会館のうち、直接大学が使用する箇所を除き、学友会の使用に委ねる。(使用を認める部分については別紙を以て示す。) 以上の関係を明確にし、大学と学友会との間において、ここに学友会館の管理規約を定める。

管 理 責 任

第一 条 大学が建物の管理責任を全うするために行う学友会館の管理・監督は、大学財務部施設課の所管とする。

第一項 学友会執行部は、使用を認められた部分の適切な使用管理について、大学に対し責任を負うものとする。

学友会執行部の行う指導監督

第二 条 前条第一項のため、学友会中央執行委員会は学友会館の使用・管理に関し、学生を指導監督するものとする。

使 用

第三 条 学友会館の使用は、原則として亜細亜学園在学生・教職員及び卒業生に限る。

使 用 時 間

第四 条 学友会館の使用時間は、平日(長期休暇期間を除く)午前七時から午後九時までとする。但し特別の理由で休日又は時間外の使用を必要とする場合は学友会執行部は事前に大学施設課に届け出るものとする。

宿泊の禁止

第五 条 前条但し書きの規定にかかわらず、学友会館における宿泊は一切これを禁止する。

火 災 予 防

第六 条 火災予防に関しては、特に次の事項を守らなければならない。

- 一、火気・電熱による暖房を禁止する。
- 二、みだりに電気配線に変更を加え、あるいは増

設してはならない。

三、消火器は所定の場所に備えて置くこと。

四、火災の場合のほか、火災報知機に手を触れないこと。

五、消防訓練にあたつては、関係者の指示に従い適切に行動しなければならない。

清潔の保持

第七条 学友会館を使用する者は、常に会館の清潔保持に留意するとともに、汚損を防止しなければならない。

静 粛

第八条 学友会館内における諸活動は、静粛を旨とし、近隣の民家に迷惑を及ぼし、また本学園の授業等の妨げになるようなことがあつてはならない。

施設・備品の愛護節用

第九条 学友会館の施設・備品は、これを愛護節用すること。なお、許可なく施設を改造・増設する、あるいは館内の備品を館外に持ち出す等の事があつてはならない。

損害の弁償

第一〇条 故意・不注意によつて施設・備品等に損害を与えたときは、学友会中央執行委員会は直ちに（施設課宛）報告しなければならない。この場合の損害の弁償は、原則として損害を与えた者の負担とする。

細則の作成

第一一条 学友会中央執行委員会は、この規約の趣旨に基づいて細則を定め、学友会館の使用・管理の完璧を期するものとする。

規約の改廃

第十二条 本規約の改廃は、大学と学友会との合意によつて行う。

以上、本規約における合意を確認するため、本書二通を作成署名捺印の上、各自その一通を所持するものとする。

昭和四十八年一月二十二日

学友会館使用細則

第一条 本細則は学友会館管理規約第一条に基づくものである。

第二条 本会館で学友会が管理する部分は多目的室・福利厚生局協助会局室・集会室・音楽練習室・準備室・届出団体倉庫とする。

第三条 次の各項に該当する場合には、所定の申込用紙に必要事項を記載した使用申請を所定の期間までに提出し、学友会中央執行委員会の許可を得なければならない。

第一項 多目的室・集会室の全室内を使用する場合。

第二項 集会室ステージを使用する場合。

第三項 会議室・音楽練習室を使用する場合。

第四項 所定の場所に掲示物を貼付する場合。

第四条 効果室は大学施設課の所管であり、同室を使用する場合、学友会中央執行委員会の承認を経たうえ、三日前までに大学施設課の許可を得なければならない。

第五条 本会館における集会・音楽練習・その他あらゆる活動は原則として授業時間の内外を問わない。

第六条 使用許可を受ける以前に本会館を会場とすることを公表してはならない。

第七条 本会館は、同時に三日間以上の使用申請を提出することはできない。

第八条 本細則に定められていない事項は、「届出制に関する学友会細則」に準ずるものとする。

附 則

本細則の解釈権は、学友会中央執行委員会に属する。

會計監查細則

会計監査細則

第一章 総 則

第一条 (目的)

本細則は学友会会則第十二章に基づき、亜細亜学園学友会の財政の健全化・明確化を目的として、適正・妥当な会計処理がなされたかどうかを監査する際の基準である。尚、本細則は、会計規定第八条による予算決定の際の、基準として併用する。

第二条 (適用)

本細則は、学友会費を交付された、全ての団体及び個人に適用される。

第二章 会計監査委員会

第三条 (役員)

本委員会は、学友会会則第十二章第六項六一条のとおり、選

出された三名以上五名以下の委員によって構成され、委員間の互選により、委員長一名を置く。但し、中央執行委員会及び学内組織団体の役員、並びに選挙の際亜細亜大学四年次生はその資格を有さない。

第四条 (独立性)

本委員会は、同六四条のとおり、他の一切の機関及び団体の干渉もしくは拘束を受けない。

第三章 会計要項

第五条 (記帳)

会計処理に際しては、出納帳簿及び証拠書類(領収書等)を用い、厳密に内容を明記しなければならない。

第六条 (剰余金)

毎会計年度における決算上の剰余金は、翌会計年度に繰り越し、予算の収入に組み入れ学友会基金とする。その他、会計規定二二条に準ずる。

第七条 (領収書)

- ①レシートのみは、原則として領収書とは認めない。
- ②交通費・宿泊費・事務費等については、各明細書が必要とす

る。

- ③ 交通費に関しては学友会財務局指定の明細書が必要とする。
- ④ 店名・印鑑等、内容に不備がある場合は、領収書とは認めない。
- ⑤ 宛て名は、原則として正式名称とする。但し書きの「御品代」は、認めない。

第八条（赤字財政）

第二条の各団体は、定められた予算内で活動し、赤字財政を行ってはならない。また、学外からの借入を一切禁止する。赤字財政を行った場合、各団体の負担となり、かつそれ相応の処分を受けなければならない。尚、処分については会計規定に準ずる。

第四章 監査基準

第九条（交通費）

- ① 交通費は、起点を武蔵境駅とし、J・R・各私鉄・乗合バスの、普通料金及び特急料金の使用を認める。
- ② 最寄り駅・学校間のバスの使用は、これを認めない。
- ③ ①項以外の交通手段の利用は、原則認めない。ただし、会計監査委員会・学友会財務局の判断のもと、物資の運搬費用についてはレンタカー代を認める。

- ④ ③項後段について、乗員は最小限とし、運転手と物資運搬に際しての責任者が同乗しなければならない。ただし、人命及び自然災害など緊急の場合は除く。

- ⑤ 本細則第一五・一六・一七条に関しては、当条項は該当しないものとする。
- ⑥ 本細則第七条③項を準ずる。

第一〇条（宿泊費）

宿泊費は、学生一人一泊につき、七千円を支給し、余剰分は都度返還するものとする。但し、費用が多額になる場合は、当該年度の会計監査委員会が決定する。

第一一条（飲食費）

飲食費は、原則として認めない、尚、本細則第十四条と一五条③④項・同一七・一八条に関しては、当条項は該当しないものとする。

第十二条（事務費）

事務消耗品費は、予算の許す範囲内で全額認める。

第十三条（通信費）

- ① 通信費は、原則として基本料金のみを認める。尚、第③項時は通話料も認める。
- ② 通信費は、利用した月が前会計年度であつても、領収日を優

先させる。

③ 電話通話料は、電気通信事業者の利用明細・各団体別の学友会財務局所定の帳面を前提として、全額認める。

④ 速達・書留利用は、学友会財務局に事前又は事後、利用報告を必要とする。

第一四条（交際費）

交際費は、原則として認めない。但し、対外的行事（関東体育会連合会等）及び学友会引継懇親会・文連引継懇親会・体育会引継懇親会についてのみは認めるものとする。尚、本行事のみの収支報告書を必要とする。

第一五条（研修会費）

① 各団体のみの研修は年間六泊を限度とする。宿泊費は、学生一人一泊につき、五千円を支給する。

② 各団体のみの研修時のセミナーハウスへの交通費は、学校のバスを利用するものとし、往復二〇〇円を認める。その他は、休日期間の研修を除いて認めない。休日期間の研修については、原則として各個人の家を起点として、研修会場までの往復を認める。但し、休日期間の研修は原則として、事前申請を必要とし、極力避けなければならない。

③ 全体研修会については、宿泊・食費のみを認める。交通費は休日期间であっても一切認めない。会場は、①項に準ずる。

④ 食費は、セミナーハウス及び青年の家を除き、認めない。

⑤ ①項の限度枠について、特別な事情が発生した場合は、この限りではない。

第一六条（親睦・懇親関連費）

① 参加費は、原則として認めない。但し、学生連絡会議構成員に限り、学友会財務局長と会計監査委員会の審議により認める。また、全会員により選出された学術文化連合会副委員長、体育会副委員長についても同様とする。

② 交通費は、原則として認めない。

③ 学友会・体育会・学術文化連合会・届出団体スポーツ大会等については、①②項に準ずるが、大会運営費に限っては予算折衝及び直前の財務協議会での話し合いにより、最低限度認める。この際、参加料を徴収するのが望ましい。

④ 本細則第一四条に関しては、当条項は該当しないものとする。

第一七条（奉仕活動及び協力員関係費）

① 参加費は、本部責任者に限り認める。尚、その他は一切認めない。

② 交通費は、本部責任者に限り認める。尚、本細則第七条③項に準ずる。

③ 協力員への飲食費及び交通費は、予算折衝及び直前の財務協議会での話し合いにより、最低限度認める。

④ 本部運営費は、予算折衝及び直前の財務協議会での話し合いにより、最低限度認める。

⑤①④項以外の費用は、原則として認めない。

第一八条（学友会企画費）

全学友に対しての当費用は、予算折衝時にこれを認めるか否か学友会財務局が決定する。その他は、一切認めない。

第一九条（書籍費）

研究活動上必要な当費用は認める。

第二〇条（備品費）

備品費は、予算折衝時に認めるか否か決定する。尚、購入の際は見積書の提出を必要とし、多大な場合は学友会財務局又は会計監査委員会の事前承認が必要となる。

第五章 補 則

第二一条（報告の義務）

- ①財務局長は、学生総会において、本会の会計状況を報告し承認を受けなければならない。
- ②財務局長は前項の前に、会計監査委員会の監査を受け承認を受けなければならない。

第二二条（公開性）

①監査の結果、会計監査委員会が不正と認めたときは当委員会内で協議の上、結果を通告・告示し、学友会財務局長に適正な処理を指示しなければならない。

②①項の際、中央執行委員長は財務局長と共に、不正を正さねばならない。

③各団体は学友会員の要求のある時は、帳簿並びにその他の証拠書類を提示しなければならない。

第二三条（監査期間）

会計監査は、学友会財務局の内部会計監査を、一〇日間、会計監査委員会の外部会計監査を、同じく一〇日間で終了するよう心掛けなければならない。

第二四条（提出期間）

各団体の財務担当者は、原則として学友会財務局の指定する提出日までに、帳簿やその他の書類を提出しなければならない。

第二五条（資料提出）

各団体の財務担当者は、学友会財務局もしくは会計監査委員会の資料請求があった時は、速やかに提出しなければならない。

第二六条（解釈権）

本細則基準の最高解釈権は、当該年度の学友会財務局がこれを有し、オブザーバーとする。

第二七条（改正）

本細則の改正は、当該年度の学友会財務局内で協議のうえ、審議し、会計監査委員会が承認する。尚、改正後は学生総会において会計監査委員長から報告を必要とする。

第二八条（施行）

本細則は、平成十一年四月一日より施行する。

代議員会会則

代議員会会則

第二章 代議員会議

第一章 総則

第一条 (目的)

本規則は、学友会会則第四章に基づき、代議員会議を公平かつ誠実に運営し、ゆくために制定する。

第二条 (適用)

本規則は、亜細亜学園学友会の全団体及び全会員に適用される。

第三条 (代議員会議の活動)

代議員会議は、以下の活動を行う。

- ① 第四条に基づく決議
- ② 選挙の運営及び管理
- ③ 特定の学生連絡会議構成員の承認
- ④ 第一〇章に基づく意思表示
- ⑤ 連絡協議会の議案の承認

第四条 (決議機関)

第一項 代議員会議は、学生総会に諮るべき事項以外の行事およびその他活動に必要な事項の審議決定を行う場である。

第二項 代議員会議の審議事項は、代議員会議で提出されたものとする。

第五条 (出席者)

代議員会議の出席者は、原則として学友会会則第四章第二〇条に従う。ただし、議長又は中央執行委員長の判断で参考人として出席することができる。

第六条 (議案)

第一項 代議員会議において議案を提出するものは、議長が議事を確定させるまでに、議長に対して文書又は口頭をもって提出しなければならない。

第二項 議長が議事を確定させてから代議員会議が開会されるまでに、議長に提出した審議は、議長団の許可を伴わなければならない。

第三項 代議員会議を開会している場において、事前に議長に

連絡せずに議題を出す場合は、代議員会議の進行中に議長の許可を得て、議題趣旨の説明の上行う。

第七条（議事日程）

議事日程については、学友会会則第四章に従う。

第八条（議事内容）

代議員会議で取り上げる議題、報告及び表決は、各々の代議員会議で定める。

第九条（議事・発言）

第一項 議題について説明するものは、議長がその旨を宣告してから発言する。

第二項 議題についての説明が終わり、議長の許可のある者は、説明した者に対し質問をすることができる。

第三項 小委員会が活動した議題については、代議員会議開会時点での当該小委員会の委員長が答弁する。この答弁において、委員長は自己の意見を加えないように努めなければならない。

第四項 中央執行委員長が小委員会に中間報告を求めた際は、小委員会は代議員会議において報告をしなければならない。

第一〇条（発言）

第一項 議長が議員として発言する場合は、その発言中に限り

副議長が議事進行を行う。ただし、その発言中に討論又は賛成反対の意見を述べた場合は、当該議題のすべでの進行を副議長が行う。

第二項 発言は、すべて簡明に行うものとし、議題外に亘り又はその範囲を超えてはならない。議事進行にかかわる発言は、すべてに優先して処理する。

第一条（表決）

第一項 議長は、表決に付する問題を会議で宣告した後、表決を取ることができる。

第二項 表決には、条件をつけることができない。

第三項 議長は、表決を取ろうとするときは、問題を可とするものを挙手させ、挙手をする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、議長団の判断により、無記名の投票を採る。

第四項 無記名投票を行う場合には、書記一名に準備をさせ、用紙に、賛成の場合は「○」、反対の場合は「×」の記号を記入し、議長のみが確認し、結果を発表する。その後、すぐに用紙を破棄する。なお、書記一名は投票の準備のため、一時的に席をはずすことを認める。

第五項 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

第六項 議長は、表決が可決であることが確実であると判断したときは、問題についての異議の有無を会議に諮るこ

とができ、異議のあるものが一名たりともいないときは、議長は可決の旨を宣言することができる。

第十二条（規律及び懲罰）

第一項 誰でも会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

第二項 議長は会議の秩序を乱した者に対して、以下の処分を独断で行える。

①警告

②当該会議中の発言禁止

③当該会議内での陳謝要求

第三項 議長は会議の秩序を乱した者に対して、以下の処分を動議をかけ、代議員会議構成員の過半数の賛成により処分を行える。

①当該会議中の表決権の剥奪

②当該会議の退出要求

第四項 第二項の議長の処分に異議のある者が懲罰を受ける者の他に一名以上いる場合、議長は採決を採り、処罰に反対のものが代議員会議構成員の過半数を占めるときは、議長は処罰を取り止めなければならない。

第十三条（会議録）

代議員会議の会議録には、以下の事項を記載しなければならない。

①会議名

②会議の年月日

③出席者、欠席者及び委任状提出者

④議事内容

⑤表決の結果及び各代議員の賛否

⑥書記の判断による主要な答弁の内容

⑦議長が許可した発言の内容

第十四条（協議又は調整を行う為の場合）

代議員会議構成員は、代議員会議において円滑に議事を進めるため、会議外において活動することができる。

第三章 代議員会

第十五条（代議員会）

代議員会は、具体的な活動の最終決定を行う組織として、慎重かつ迅速に判断し、結論を下さなければならない。また、執行機関の批判と監視を行う組織として、会員を代表してなされる批判をし、会員の立場に立つてなされる監視をしなければならない。

以上のことを十分理解し、よくその職責をわきまえ、行動することが要求される。

第一六条（代議員会の活動）

代議員会は、以下の活動を行う。

- ① 中央執行委員会への監査
- ② 代議員会としての意思の表示
- ③ 請願の審議
- ④ 学生総会においての議案の承認
- ⑤ 各小委員会の活動

第一七条（承認した議題に対する責任）

中央執行委員会から提出された資料から想定できた事故及び明らかに推測可能な事態が発生した場合、その責任は代議員会が負う。

第一八条（代議員会の解散）

代議員会の信任投票は、全会員の八分の一以上の連名請求がある場合に行い、その投票で信任投票数が有効投票数の過半数に達しない場合に解散する。

第四章 代議員

第一九条（代議員）

代議員は、会員の代表として、会員の立場に沿った意見を述

べなければならない。また、公平性の立場から、様々な個人・団体の意見を統合し、昇華させる責務がある。更に、常に会員の意見に耳に傾け討究し、学友会の発展に尽くさなければならない。

以上のことを達成できるよう、代議員会議の一員として懸命に努力することが代議員としての職責である。

第二〇条（代議員の活動）

代議員は、以下の活動を行う。

- ① 議題の表決
- ② 代議員会議中の質問、意思表示、修正意見の提出
- ③ 一代議員としての議案の提出

第二一条（代議員の罷免）

代議員は、自身の得票数を超える一般学友からの署名によって一度罷免され、再度選挙される。

第五章 議長団

第二二条（議長団の構成員）

以下の者を、代議員会議長団とする。議長団は、代議員会議の議事進行に携わる。議長、副議長及び書記一名は、代議員の役員としての権限を持つ。なお、議長団を兼任することはでき

ない。ただし、代議員の総数が四名に満たない場合はこの限りではない。

①議長 一名

②副議長 一名

③書記 二名

(内一名は、代議員会の役員)

第二三条 (議長)

第一項 議長は、会議の秩序を守るため、会議において次の発言を行える。

①警告、退場命令等の秩序維持にかかわる発言

②開会宣告、採決結果宣告等の宣告にかかわる発言

③開会時間等の代議員会議の会期にかかわる発言

④議事進行発言に対する答弁

⑤閉会中における諸連絡

⑥代議員会を代表しての発言

第二項 議長は、執行機関及び決議機関の中立の立場として代議員会議の議事進行に努めるとともに、代議員会の代表として対外的な活動に努めなければならない。

第二四条 (副議長)

副議長は、議長の補佐をするとともに、議長が議事を行えない場合において、議長の代理をしなければならない。また、小委員会の活動が円滑に進むよう、各小委員会を補佐する。

第二五条 (書記)

書記は、議事録の作成を行い、議長及び副議長の補佐をしなければならない。また、監査が行われた際は、監査報告書を作成しなければならない。

第六章 常任小委員会

第二六条 (設置機関)

常設の代議員会の下部組織として、常任小委員会を設置する。

第二七条 (設置の方法)

常任小委員会は、代議員会で審議の後、代議員会議において、当該小委員会委員長候補者の発議により、承認されることで設置される。

第二八条 (廃止の方法)

常任小委員会は、代議員会で審議の後、代議員会議において、当該小委員会委員長の発議により、承認されることで廃止される。

第二九条 (委員長の身分)

小委員会の委員長は、当該小委員会の長として委員会内を取

り仕切り、代議員会において結果報告する義務がある。また、代議員会の役員としての活動を行う。

第三〇条（委員外議員の発言）

小委員会以外の者も、委員長が認める場合において、委員会の主要な話し合いの場で発言することができる。また、議長は自由に委員会において発言することができる。

第三十一条

小委員会委員は代議員から選出されなければならない。

第三十二条（委員会報告書）

委員長は、各小委員会において主要な業務が達成された直後又は年度に一回、代議員会議において、小委員会の活動及び結果について、文書にして、報告しなければならない。

第三十三条（代議員会規約への記載）

個別の小委員会の説明については、代議員会内に規約を設けて規定する。

第七章 特別小委員会

第三十四条（特別小委員会の設置）

特別小委員会は、代議員会が緊急又は一時的に小委員会を設置すべきだと判断したときに設置される。当初の目的の達成又は小委員会設置時に定めた期間の経過によって廃止となる。

第三十五条（設置の方法）

特別小委員会は、代議員会で審議の上、代議員会議において、会議内の発議により、承認されることで設置される。

第三十六条（廃止の方法）

特別小委員会は、代議員会で審議の後、代議員会議において、当初の目的の達成、設定期間の経過又は会議内の発議により廃止される。

第三十七条（常任小委員会規定の準用）

特別小委員会については、第二十九条、第三〇条、第三十二条、第三三条の規定を準用する。

第八章 選挙管理委員会

第三八条（選挙管理委員会）

常任小委員会である選挙管理委員会については、学友会会則及び選挙管理規定に従うものとする。ただし、上記に違反しない範囲において、代議員会内に規約を設けて規定することができる。

第九章 監査

第三九条（監査機関としての代議員会）

代議員会は、中央執行委員会に嫌疑又は背信行為があると判断したときは、監査を行うことができる。

第四〇条（監査の範囲）

代議員会の監査の範囲は、中央執行委員会のみとする。

第四一条（監査の発議及び方法）

嫌疑の程度により、以下の監査を選択して行う。いずれの方法も、代議員のみで表決をし、可決されなければならない。

第一項 当該事項が軽度である場合、代議員会は、中央執行委員会に関係資料の提出を求めることができる。ただし、

任意提出である。代議員会は、中央執行委員長に、助言することができる。

第二項

当該事項が中等度である場合、代議員会は、前項に加え、関係団体の責任者及び関係者を代議員会議に出席させ、事情を聞くことができる。代議員会は、中央執行委員長に、勧告することができる。

第三項

当該事項が重度である、又は、学友会費が使用されている場合、代議員会は、前項に加え、会計監査委員会に監査を命じることができる。このとき、会計監査委員会が監査を拒否した場合は、代議員会が独自に監査を行うことを認める。代議員会は監査の報告を受け、中央執行委員長に、指示することができる。

第四二条（監査の期間）

監査の期間は、監査の表決が可決された後において、討論をして決定された期間とする。ただし、意見が一致しない場合は議長が定める。

第四三条（監査報告書）

監査が終了した際は、議長団書記は、遅延なく、監査に関する報告書を作成し、代議員会議構成員に配布しなければならない。

第一〇章 意見の提出

第四四条（意見）

代議員会議は、中央執行委員会に意見を提出することができる。また、会員からの請願を受け、審議の結果、学友会にとつて有益だと判断した場合、前行と同じく意見を提出することができる。

第四五条（代議員会議への意見提出）

代議員会又は中央執行委員会は、構成員の過半数の賛成をもって、代議員会議に意見を提出することができる。

第四六条（請願の提出）

会員は、邦文を用い、書面に以下の事項を記載の上、代議員会に提出することで、請願を行ったとみなされる。

- ① 氏名
- ② 学部及び学科
- ③ 学籍番号
- ④ 請願の趣旨
- ⑤ 提出した年月日
- ⑥ 請願者直筆の署名又は記名押印

第四七条（請願の審査）

代議員会は、議長が議事を確定させるまでに届いた請願について、代議員の三分の二以上が出席する話し合いの場において審議し、出席代議員の過半数の賛成によつて代議員会議で話し合われる。ただし、内容が重大である場合は、請願者の個人情報秘匿するように努めなければならない。

この時点で不採択となつた請願は廃案となり、請願者への結果の報告をもつて終了となる。

第四八条（代議員会議での採択）

代議員会議に提出された意見は、審議の上、議長が以下の順に採決を採り、過半数の賛成をもつて審議結果とする。この採択は、代議員会議構成員で行う。

- ① 採択
- ② 趣旨採択
- ③ 趣旨了承
- ④ 不採択

なお、いずれの結果も過半数の可決を得られなかった場合、議長は継続審議か審議未了のいずれかを選択する。

第四九条（採決後の処理）

第一項 採択の場合、中央執行委員会に意見の内容及び審議結果を報告の上、改善を要求する。請願の場合は、中央

執行委員会の返答を請願者に報告しなければならない。
い。

第二項 趣旨採択及び趣旨了承の場合、中央執行委員会に意見の内容及び審議結果を報告する。請願の場合は、そのことを請願者に報告することによって終了する。

第三項 不採択及び審議未了の場合、請願者への結果の報告をもって終了となる。

第五〇条（理由等の付随）

代議員会議構成員は、審議が終了した請願において、請願者に報告する際に、審議結果等の理由を付随することができる。

第一章 用語

本規則を明確なものとするため、各用語の意味を定める。

一、「八役」とは、中央執行委員長、学内副委員長、学外副委員長、中央事務局長、財務局長、国際文化局長、広報局長及び福利厚生局協働会局長の八名とする。

二、「代議員会」とは、代議員のみで構成される組織をいう。

三、「代議員会議構成員」とは、代議員会議において、審議を行う者をいう。具体的には、代議員及び八役を指す。

四、「採択」とは、第一〇条の意見によって代議員会議の場で可決された意見の結果をいう。

五、「不採択」とは、第一〇条の意見によって代議員会議の場

で否決された意見の結果をいう。

六、「趣旨採択」とは、内容や趣旨は理解できるが、現在の財務状況、その他事情もあつて、代議員会議だけでは判断することができないので、当該団体に判断を一任することを行う。

七、「趣旨了承」とは、内容や趣旨は理解できるが、請願内容の達成の困難さから当該団体が請願を受け入れる可能性が低いので、直ちに執行の要求をするのではなく、いずれかの機会に、状況によって、学友会の運営に生かせないかと当該団体に提案するものをいう。

八、「継続審査」とは、請願の審議が当該代議員会議中に結論が出ず、次回以降の代議員会議に審査を持ち越すことをいう。

九、「審議未了」とは、代議員会議で結論が出ず、かつ継続審議の決定がなされなかったもので、廃案となるものをいう。

第二章 補則

第五一条（代議員会規約）

本規則に記載しないものにおいては、別途、代議員会内に規約を設けて規定することができる。代議員会規約については、毎年度初回の代議員会議において話し合う。

第五二条（最高解釈権）

本規則の最高解釈権は、代議員会議長が持つ。

第五三条（専決処分）

第一項 代議員委員会が諸般の事情により活動を停止している場合は、中央執行委員会の専決処分を認める。

第二項 但し、専決処分が行使された場合は、一週間以内に公示し、全学友で選挙を行う。

第三項 選挙については公示後一か月以内に行い、選挙結果の公示は速やかに行う。選挙については全学生の四分の一以上の投票を持つて成立する。賛成が投票数の三分の二以上だった場合、一項の専決処分を認める。否決された場合は専決処分の前に遡つて無効とし、当該年度類似の専決処分を行えない。また、代議員委員会を必ず設けて、通常通り活動できるように努める。

第五四条（改正）

本規則の改正は、代議員会議で審議の上、学生総会で出席会員の三分の二以上の承認を必要とする。

第五五条（施行）

本規則の施行は、平成二九年六月一日からとする。

体育会会則

体育会会則

第二章 役員

第七 条 本会は次のとおり役員を置く。

(一) 顧問一名 (二) 委員長一名 (三) 副委員長一名
(四) 財務局長一名 (五) 渉外局長一名 (六) 広報

第八 条 本会の顧問は学友会会則第四四条に基づき、本学専任教職員より一名置く。

第九 条 顧問は企画運営に關して必要に応じ助言を与える。

第一〇 条 委員長、副委員長は学生会員間の立候補として学生会員の投票により選出する。

第一一 条 委員長は本会の最高責任者として会務全般を総轄する。

第一二 条 副委員長は、委員長を補佐し、事故ある時は会務を代行する。

第一三 条 総務・広報・渉外・財務の各局長は、委員長の推薦に基づき、代表者會議において承認を得る。

第一四 条 総務・広報・渉外・財務の各局長は、委員長を補佐し、会務を分掌する。

第一五 条 総務・広報・渉外・財務の各局に局員を若干名置く。

第一六 条 各局員は、各局長の推薦に基づき委員長が任命する。

第一章 総 則

第一 条 本会は亜細亜学園体育会と称し本部を亜細亜学園内に置く。

第二 条 本会は建学精神「自助協力」に基づき、体育活動を通じ、心身を錬磨し、本会会員相互の親睦を計り、団結した活動力の成果をもつて本学の發展に寄与することを目的とする。

第三 条 本会会員は次の二種とする。

(一) 学生会員 (二) 特別会員

第四 条 学生会員は本会の公認団体に所属する学生とする。特別会員は顧問、及び本会公認団体の部長、監督、コーチとする。

第六 条 本会は第二條の目的達成のため次の機関を置く。

(一) 代表者會議 (二) 本部役員会 (三) 主務會議

(四) 昇格委員會 (五) 体育會總會 (六) 選舉管理委員會 (七) その他目的達成のために必要と認められる機関。

第一七条 委員長は必要に応じ第七条以外に局を設置できる。
但し代表者会議において承認を得る。

第三章 代表者会議

第一八条 代表者会議は、本会最高の決議機関である。

第一九条 代表者会議は、次の事項を決議及び承認する。

(一) 本会運営の活動方針の決定及び経過報告の承認に関する事項

(二) 本会予算決定に関する事項

(三) 本会会則の改廃に関する事項

(四) 本部役員の決定及び承認に関する事項

(五) 賞罰に関する事項

(六) その他代表者会議にはかるべき事項

第二〇条 代表者会議は本部役員及び本会公認団体の主将主務により構成する。

第二一条 代表者会議は定例会議、臨時会議の二種とする。

(一) 定例代表者会議は毎月一回とし委員長が召集する。

(二) 臨時代表者会議は、次の場合委員長が召集する。

(イ) 本部役員会が必要と認めた場合。

(ロ) 本会公認団体の三分の二以上の連署によって請求ある場合。

第二二条 代表者会議は、本会公認団体の三分の二以上の出

席をもって成立し決議は出席数の過半数の同意を必要とする。

第二三条 決議権は、各部、同好会一票とする。但し愛好会は発言権は有するが、決議権は有しない。

第二四条 代表者会議に出席不可能な団体は、理由明記の上委員長に委任状を提出しなければならない。

第四章 本部役員会

第二五条 本部役員会は、本会の執行機関であり代表者会議

において決議された事項を執行する。

第二六条 本部役員会は、次に定める役員により構成する。

(一) 委員長 (二) 副委員長 (三) 総務局長

(四) 広報局長 (五) 財務局長 (六) 渉外局長

(七) 各局員

第二七条 本部役員会は、定例役員会、臨時役員会の二種とする。

(一) 定例役員会は、過一回開催し、委員長が召集する。

(二) 臨時役員会は、次の場合開催し委員長が召集する。

(イ) 構成する役員の三分の二以上の請求のある場合。

(ロ) 委員長が必要と認めた場合。

第五章 主務会議

第二八条 主務会議は、本部役員及び本会公認団体の主務によって構成する。

第二九条 主務会議は、事務局伝達に関する事項を行う。

第三〇条 主務会議は、必要に応じ開催し、委員長が召集する。

第三一条 主務会議は主務の出席数にかかわらず開催する。

第六章 昇格委員会

第三二条 昇格委員会は、愛好会の設立及び、同好会、部への昇格を審議し、決定する。但し代表者会議において承認を得る。

第三三条 昇格委員会は、三種とし次のとおり構成する。

- (一) 愛好会設立申請の場合、本部役員及び各部、同好会の代表二名。
- (二) 同好会昇格申請の場合、本部役員及び各部、同好会の代表二名。
- (三) 部昇格申請の場合本部役員及び各部代表二名。

第三四条 昇格委員会は申請書が提出された場合、原則として毎月一回開催し、委員長が召集する。

第三五条 昇格委員会は各団体の三分の二以上の出席をもつ

て成立し出席数の三分の二以上の同意を必要とする。

第三六条 決議権は各団体一票とする。

第七章 体育会総会

第三七条 体育会総会は、本会の公認団体の出席をもって毎年十二月に開催し、委員長が召集する。

第三八条 体育会総会は次の事項を行なう。

- (一) 年度内活動に関する事項。
- (二) 優秀団体及び個人の表彰に関する事項。
- (三) その他体育会総会にはかるべき事項。

第八章 選挙管理委員会

第三九条 選挙管理委員は、本会学生会員より五名を代表者会議において指名し決定する。

第四〇条 選挙管理規定は別にこれを定める。

第九章 加盟

第四一条 本会に加盟を希望する団体は、その名称、目的、組織、部則、役員名簿及び十五名以上の発起人を明記し愛好会申請書を委員長に提出する。但し解

散後二年間は設立する事は出来ない。

第四二条

愛好会に公認されて一ヶ年以上及び同好会に公認されて三ヶ年以上を経過し、本会の目的に則つて優秀なる活動成績を残した団体に限り、同好会部昇格申請書を委員長に提出できる。

第四三条

愛好会申請書、昇格申請書が、本部役員会において承認された後、昇格委員会は三ヶ月間審議し決定する。

第四四条

昇格申請期間は後期始業後一週間迄とする。但し愛好会申請の場合はこの限りではない。

第四五条

本会公認団体は部長一名を置く。

第四六条

本会公認団体は次の事に関し書類を作成し、本部役員会の指定した期日迄に提出する。

- (一) 部員名簿 (二) 月別計画表 (三) 試合予定届
- (四) 試合結果報告書 (五) 合宿届 (六) 合宿報告書
- (七) その他本部役員会が必要と認めた書類。

第十章 財政

第四七条

本会の財政は、学友会より体育会に対する割当金、助成金及び寄附金、その他の収入をもつてこれにあたる。

第四八条

本会の財政は本会の財務局長がこれにあたる。

第四九条

本会財務局長は学友会々則第七四条に基づき年二

第五〇条

回の会計監査を受ける義務を有する。
本会の財政は四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第五一条

寄附金、助成金については、そのつど委員長に報告する。

第五二条

部は予算の配分を受けるが、同好会、愛好会は受けない。但し同好会には委員長の判断により受ける事が出来る。

第十一章 任期、解任、解散

第五三条

役員の任期は四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第五四条

委員長が辞任を申し出た場合は、代表者会議にて審議し決定する。

第五五条

副委員長及び各局長が辞任を申し出た場合、委員長が決定し代表者会議において承認を得る。

第五六条

各局員の辞任は委員長がこれを決定する。

第五七条

第五五条において後任の必要を認めた場合委員長が任命し、代表者会議において承認を得る。

第五八条

- (一) 代表者会議が本部役員会の解散を決定した場合。
- (二) 委員長のリコールが成立した場合。

第十二章 賞 罰

第五九条 年度内において本会の目的に則つて優秀なる活動

をおさめた団体及び個人に対し委員長は表彰する。

第六〇条 表彰団体及び個人は、本部役員会において審議し、

代表者会議において決定する。

第六一条 本会公認団体の中に本会の秩序を乱し、体面をけ

がす行為があつた場合、又活動部員数が明らかに

部活動を円滑に動かす事の不可能と見られる場合

及び各本部役員会で審議し、代表者会議において

次のように決定する。

(一) 降等 (二) 除名 (三) 活動停止

(四) 予算停止 (五) 解散 (六) その他

補 則

第六二条 本会会則改正は代表者会議の三分の二以上の同意

を必要とする。

第六三条 委員長のリコールは学生会員の三分の二以上の連

署をもつて成立する。

第六四条 各団体は体育委員を一名選出しなければならない。

第六五条 本会会則の最高解釈は本部役員会にある。

第六六条 本会会則は昭和四十四年四月一日からとする。

學術文化連合會則

選舉管理細則

学術文化連合会会則

我々亜細亜学園学術文化連合会は、亜細亜学園の建学の精神「自助・協力」に基づき、学術文化活動を通じ、加盟各団体の相互の連携と健全なる発展を図ると共に、最高学府としての学術文化活動の高揚に寄与する事を目的とし、ひいては亜細亜学園の振興に寄与するものである。

第一章 総 則

第一条 本会は学友会々則第八章の規定に基づくものである。

第二条 本会は亜細亜学園学術文化連合会と称し、本部を亜細亜学園内に置く。

第三条

第一項、本会員は亜細亜学園に在籍し学友会費を納めている学生で、本会の部・同好会・愛好会・特別団体に所属するものである。

第二項、但し、一部の団体のみ留学生の場合該団体の所属を認める。

第四条 本会は前文に掲げた目的達成をその本旨とし、亜

細亜学園内の、他の組織団体（体育会）と積極的に協力を図っていくものである。

第五条 本会は前文の目的達成の為に、次の活動を行う。

第一項 加盟各団体による、研究発表会及び講演会の協力

第二項 加盟各団体の資料の提供と交換

第三項 諸発表会の開催

第四項 リーダース・キャンプの開催

第五項 その他、本会の目的達成に必要な活動

第六条 本会は、次の機関を置く。

一、主務会

二、執行委員会

三、総会

四、特別委員会

五、小委員会

六、連絡会議

第一節 主 務 会

第七条 主務会は本会最高決議機関で、其の決議は本会の最高意志である。

第八条 主務会は定例主務会と臨時主務会とに分けられる。定例主務会は執行委員長が召集し、原則として、毎月一回開催され執行委員会がこれを召集する。但し大学の休暇中はこの限りではない。

第一〇条 臨時主務会は、執行委員長が必要と認めた場合、

又主務の三分の二以上の要請がある時、執行委員長はこれを召集するものである。

第一条 主務会開催は開催日の五日前までに告示する。

第二条 主務会は加盟団体三分の二以上の出席を以て成立する。

第三条 主務会の決議は、出席団体の過半数の承認を必要とする。賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第四条 主務会の議長及び書記は執行委員がこれにあたる。主務が主務会を欠席する場合には、代理を出席させるか、また所定の用紙に記入捺印の上、議長に委任しなければならない。

第一六条 主務は次の義務を有する。

第一項 主務会に必ず出席する。

第二項 本会が主催する各種行事に参加する。

第三項 主務会で決議された事項は団体会員に伝え、その遂行を円滑たらしめる。

第二節 執行委員会

第一七条 執行委員会は、本会を代表する機関であり、主務会で決議された事項及び、その他一切の執行活動にあたる。

第一八条 執行委員会は執行委員長一名、副委員長一名、総務局、財務局、外務局、文化局に局長一名を置く。但し、必要に応じて副委員長は庶務、総務局・財

務局・外務局・文化局は部長、次長を置くことができる。

第十九条 執行委員長は本会を代表し、本会の運営を司る。

第二〇条 副委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長が事故のある場合は、その職務を代行する。

第二一条 総務局長、財務局長、外務局長、文化局長は、執行委員長の推薦に基づき主務会において承認を得る。各局委員は委員長が任命する。

第二二条 執行委員長、同副委員長は、本会会員による選挙とし、選出は、会員間の立候補制とする。

第二三条 役員の任期は一年とする。

第二四条 各局長の解任は主務会での決議をもって成立する。

第二五条 委員長、副委員長の解任は主務会において、全加盟団体の四分の三以上の決議をもって成立する。

第三節 総会

第二六条 総会は原則として年一回、十二月に開催し、年度活動報告及び、その他必要と認められた事項を行う。

第二七条 総会は決議機関ではない。

第四節 特別委員会

第二八条 執行委員会が特定の事項を行うために必要と認めた場合、特別委員会を設置できる。

第二九条 特別委員会委員長は執行委員長が本会会員の中から任命し、主務会において承認を受ける。

第三〇条 特別委員会委員長は、本委員を本会会員の中から選任し執行委員長の承認を受ける。但し、各団体は執行委員会の要請があつたならば人員を選出する義務を有する。

第三一条 特別委員会委員長は、当該事項に関する総会、主務会に出席しなければならない。

第三二条 特別委員会は執行委員長の要請があつた場合、その活動状況並びに、諸種の資料を提出しなければならない。

第三三条 特別委員会は当該目的の達成後及び、達成不可能が主務会で認められた時解散する。

第三四条 特別委員会のうち文連祭実行委員会は、毎年設置する。

第五節 小委員会

第三五条 執行委員会が必要に応じて、小委員会を設置することができる。

第三六条 小委員会は執行委員会の指導のもとで、事業の助成及び諮問の任務を司る。

第三七条 小委員会を構成する委員の資格は、本会会員とし各団体は執行委員会の要請があつたならば人員を選出する義務を有する。

第三八条 小委員会は、その事業の助成及び諮問が完了した場合、執行委員会が解散を決する。

第六節 連絡会議

第三九条 執行委員会は、必要に応じて連絡会議を持てる。

第四〇条 連絡会議は、原則として、執行委員会の連絡事項のみとし、決議権を有しない。

第二章 組織

第四一条 本会は左記の加盟団体の総会員をもって組織とする。

- 一、部
- 二、同好会
- 三、愛好会
- 四、特別団体

第一節 部

第四二条 部は組織内において、最も基本的単位団体である。

第四三条 部は次の役員をおかなければならない。

- 一、顧問
- 二、主務
- 三、副主務

四、財務

第四四条 部は主務会における発言権・決議権を有し、かつ

第五一条 愛好会は次の役員を置かなければならない。

予算請求権を持つ。なお、その予算は執行委員会
で決定し、後に使用される。

一、主務
二、副主務
三、財務

第四五条 部は次の書類を提出する義務を有する

第五二条 愛好会は第四十五条と同一の義務を有する。

一、部員数調査表

第五三条 愛好会期間は、発足（加盟した日時から換算）か
ら原則一年間とする。

二、役員届

三、合宿届

四、月別報告書

五、その他執行委員会が必要な書類

但し、当該団体における活動が良好な場合、この
限りではない。

第二節 同好会

第四六条 同好会は準部であり、発言権・決議権は部と同様

第五四条 愛好会は、愛好会期間内において会員数を原則十
名以上とし、学友会々則第四十四条に基づき、顧
問を置く義務を有する。

であるが、予算請求権はない。

執行委員会は、愛好会団体に対して審議・決議を
行い、昇格の有無を判断する。

第四七条 執行委員会は研究活動に対して、援助金を与える

第五六条 愛好会団体は、発足から一年間以内に同好会へ昇
格することができる。但し、執行委員会の審議・
決議による結果に基づくものとする。

だけの必要性を認めたならば分配する。

第四八条 役員及び書類に関しては、第四三条と第四五条と

同一の義務を有する。

第三節 愛好会

第四九条 愛好会の対象は新規加盟団体のみとする。

第五七条 加盟団体で、全学的な性質をおびるものは、特別
団体とする。

第五〇条 愛好会は準同好会であり、各会議において決議権・

発言権・援助金請求権を有するが、予算請求権を

但し、主務会において全加盟団体の三分の二以上
の賛成を得なければならない。

第五八条 特別団体は部と同じ権利・義務を有する。

第五節 休会団体

第五九条 休会は執行委員会判断ではなく、団体より申請があった場合適応されるものとする。

第六〇条 その他休会制度詳細は別に休会制度に定める。

第三章 ブロック

第六一条 本会の加盟団体は、本会会則の前文に基づき、他の加盟団体と積極的に協力を図っていく場合、ブロックを構成できる。

第六二条 ブロックの構成は、部・同好会・愛好会・特別団体の区別なく、二団体以上とする。

第六三条 加盟各団体は、複数のブロックを構成することはできない。

第六四条 各ブロックは次の役員をおかなければならない。

一、相談役

二、ブロック長

三、副ブロック長

四、会計

第六五条 各ブロックにおける相談役は、本学専任教職員より一名置くこととする。

第六六条 各ブロックのブロック長は、ブロック構成の加盟

各団体の主務から選出されなければならない。

第六七条 執行委員会は、ブロックの研究活動に対して、ブロック助成金を与えるだけの必要性を認めたらば分配する。

第六八条 各ブロックは次の書類を提出する義務を有する。

一、役員届

二、合宿届

三、月別報告書

四、その他執行委員会が必要な書類

第六九条 ブロックの登録を申請する場合は、申請期間内に、所定の用紙を執行委員会に提出する。

第七〇条 ブロックの登録は、申請後六ヶ月以内に主務会で審議し、決議される。

第七一条 ブロックの登録後、新たに当該ブロックに加盟を希望する団体は、主務会において承認を受けなければならない。

第七二条 ブロックの登録の申請期間は、前期始業から後期終業迄とする。但し、大学の休暇中はこの限りではない。

第七三条 各ブロックが、本会の目的に反した場合、又は活動状況が極めて低調な場合、執行委員会は当該ブロックの解散の処分を行う。

第四章 顧問

第七四条 本会の加盟団体は、学友会々則第四四条に基づき顧問を置く。

第七五条 顧問は団体活動において、よき協力者、助言者とする。

第七六条 顧問は、本学専任教職員で一団体一顧問制を原則とし、その責に任ずる。

第五章 昇格及び加盟規定

第七七条 同好会が部に昇格申請する場合、同好会として、原則発足以来四年目を有してから昇格の資格が与えられる。

第七八条 部昇格申請に必要な会員数は原則として十二名以上とする。

但し、会員数については執行委員会が認めた場合、この限りではない。

第七九条 愛好会が同好会に昇格する場合には、愛好会として、原則発足から一年の活動を有してからその資格が与えられる。

第八〇条 愛好会に属する団体が、同好会に昇格に必要な会員数は原則として十名以上とする。

但し、会員数については執行委員会が認めた場合、この限りではない。

第八一条

第二項

昇格を申請する団体は所定の用紙を執行委員会に提出し、執行委員会は三ヶ月以内に審議し、その結果について主務会に報告し、決議される。

第三項

当該団体は、執行委員会と面談を一回以上行う。
第八二条 昇格申請期間は各年度、六月の執行委員会事務時間内とする。

第八三条

昇格決議は全加盟団体の三分の二以上の賛成を得なければならない。

第八四条

本会に加盟を希望する団体は、左記の資格・義務を有し、承認後は仮愛好会として発足する。

第一項

既存の加盟団体と名称・目的・顧問が一致しない事。

第二項

所定の申請書に団体創立の主旨、目的、具体的活動事項を記入し、執行委員会に提出する。

第三項

発起人は五名以上とする。

第八五条

加盟の決議は、全加盟団体の三分の二以上の賛成を得なければならない。

第八六条

加盟申請期間は執行委員会事務時間内とし、長期休暇を除く三ヶ月以内で審議・決定する。

第六章 財政

第八七条 本会の財政は、学友会より、学術文化連合会に対する割当金・援助金・ブロック助成金をもつてこれにあてる。

第八八条 本会の会計は執行委員会財務局長が、この任にあたる。

第八九条 予算支給団体は年二回会計報告を執行委員会に提出する義務を有する。

第九〇条 本会の会計年度は通常四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第七章 罰則

第九一条 本会加盟団体が本会の統合の秩序を乱し、又体面をけがす所為があつた場合、主務会の決議により、執行委員会はこの降格及び解散とすることができるとする。

第九二条

第一項 部・同好会・愛好会の各加盟団体が本会の目的に反した場合、又は活動状況が極めて低調な場合、執行委員会は降格及び解散の処分ができる。

第二項 処分の判断は執行委員会が有する。

第九三条 各会議に連続三回及び年間三分の一以上欠席したとき、執行委員会は勧告することができ、この勧告に従わない部・同好会・愛好会は降格及び解散の処分を受ける。

第八章 選挙管理委員会

第九四条 選挙管理委員会は、主務会の中から選出された五名以上の委員をもつて構成し、委員間の互選により委員長一名を置き、学術文化連合会におけるすべての選挙事務を運営する。

第九五条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

第一項 学術文化連合会（執行委員長、副委員長）の役員選出に関して、公示、投票、開票その他一切の業務。選挙結果を全会員に公示すると共に、執行委員会に書面にて報告する。

第九六条 選挙管理委員は本会の選挙権、被選挙権を有しない。又立候補に関する一切の選挙活動を行つてはならない。

第九七条 その他選挙詳細は別に選挙規定に定める。

第九章 文連祭実行委員会

第九八条 文連祭実行委員会委員は本会員より選任し執行委員長の承認を受ける。

第九九条 文連祭実行委員会は執行委員会と協力し、文連祭開催にあたり必要な活動を行う。

第一〇〇条 文連祭実行委員会は、以下の役職を置かなければならない。

一、委員長

二、外務副委員長

三、内務副委員長

四、財務局長

その他、文連祭開催にあたり必要な局及び役職を置く。

第一〇一条 文連祭実行委員会委員長は、執行委員会が文連祭実行委員会所属の四年生、若しくは執行委員会三役の中から任命し、主務会に於いて承認を受ける。

第一〇二条 文連祭実行委員会は、一月の定例主務会で次年度開催の委員会が組織し、文連祭実行委員長の承認を行う。

第一〇三条 文連祭実行委員会は一月の定例主務会にて、開催する。

第一〇四条 一、文連祭実行委員会は以下の三大定義に沿って活動を行う。

(一) 学術探求

(二) 相互融和

(三) 文連アピール

二、文連祭開催にあたり行うべき一切の活動。

三、文連祭実行委員会委員を募集するための活動。

四、これらの他にも文連祭を開催するにあたり必要な活動。

第十章 補 則

第一〇五条 本規約を改正する場合には主務会において、全加盟団体の四分の三以上の決議をもって改正することができる。

第一〇六条 本規約の解釈権は執行委員会がこれを有する。

第一〇七条 本規約は一九七九年四月一日からこれを施行する。

第一〇八条 本規約は一九九三年十月十三日これを改正する。

第一〇九条 本規約は一九九四年十二月十七日これを改正する。

第一一〇条 本規約は一九九五年十一月十五日これを改正する。

第一一二条 本規約は一九九七年四月二十三日これを改正する。

第一一二条 本規約は一九九七年十一月十九日にこれを改正する。

る。

第一三条 本規約は一九九八年十一月十八日にこれを改正する。

第一四条 本規約は一九九九年十一月十七日にこれを改正する。

第一五条 本規約は二〇〇三年十一月十二日にこれを改正する。

第一六条 本規約は二〇〇四年七月十四日にこれを改正する。

第一七条 本規約は二〇〇五年一月十六日にこれを改正する。

第一八条 本規約は二〇〇七年六月三十日にこれを改正する。

第一九条 本規約は二〇二三年七月二十一日にこれを改定する。

選挙管理細則

第一条 公 示

第一項 選挙管理委員会は、投票日の六日前までに選挙に関する要項を公示しなければならない。

第二項 選挙管理委員会は、立候補届け締切日の翌日、立候補者の氏名、学部、学年、所属団体及び推薦人の氏名、学部、学年を公示しなければならない。

第三項 選挙管理委員会は、選挙終了後ただちに結果を公示しなければならない。

第二条 立候補

第一項 立候補者は、選挙管理委員会の定める様式にしたがい届け出をしなければならない。

第二項 立候補者の届け出は、選挙に関する公示後より、投票日の土日祝日を含まない六日前までとする。

尚、届け出には、責任者一名を連記する。

第三項 選挙管理委員会は、立候補締切日が過ぎても立候補者がいない場合、立候補届け締切日及び投票日を延期することができる。

但し、立候補者のない役職があった場合、その役職についてのみ立候補届け締切日及び投票日を延期することができる。

第四項

選挙管理委員会が選挙に際し、重大な支障があると認めた場合、立候補届け締切日及び投票日を延期することができる。

第三条 選挙運動

第一項 立候補者の選挙運動は立候補届け日の翌日より投票日前日までとする。

第二項 立候補及び支持者の一切の選挙運動は選挙管理委員会の許可並びに指示を必要とする。

第三項 選挙管理委員会が主催する立会演説会は二回とし、届け出締切日の翌日より投票日前日までとする。

第四項 選挙ポスター

① 選挙管理委員会の指定用紙を用いる。

② 指定用紙に記載事項を記入し、写真貼付の上検印を受ける。

第四条 投票

第一項 執行委員長、副委員長は全会員間の立候補制とし、会員の直接選挙により各一名を選出する。

第二項 執行委員長、副委員長の選挙は連記無記名投票とする。但し、各立候補者に対し、対立候補のない場合は信任

投票とする。

第三項

次の投票は無効として判定は選挙管理委員会が行う。

① 正規の投票用紙を用いないもの

② 不必要な文字、落書したもの

③ 同一氏名を連記したもの

④ 記入文字の確認できないもの

⑤ 投票用紙を破損したもの

⑥ 白紙投票

第四項

不在投票及びその他投票に関しては選挙管理委員会の指示にしたがうものとする。

第五 開票及び当選者決定

第一項

開票立会人は立候補者の責任者とする。

第二項

① 選挙の際、有効投票の過半数を得たものはその投票に選出されたものとする。

② 過半数に満たぬ時は、上位二名について決選投票とする。

③ 決選投票において有効投票の過半数を得たものが、その役員に選出されたものとする。

第六 信任投票

第一項

① 信任投票の際は、信任投票数が有効投票の過半数に達した場合、その役員に選出されたものとする。

② 過半数に満たない場合は、その資格を失う。

第二項

欠員が生じた場合二週間以内に補欠選挙を行わなければならない。

第三項

補欠選挙は選挙規定に準ずる。

第七 条 その他

第一項

選挙の結果に異議があるものは、投票日から三日以内に文書で次のものに対して異議申し立てをすることができる。

① 選挙管理委員会に異議申し立ては、執行委員会に対して行う。

② ①以外の異議申し立ては、選挙管理委員会に訴願する。それにより選挙管理委員会はこの異議申し立てを審議する。

第二項

異議申し立てに対して、各委員会は十日以内に審議決定し、公示しなければならない。

第三項 選挙規定に違反した立候補者に対して選挙管理委員会は、立候補の取消及び当選無効の処置をとることができる。

第四項

選挙ポスターなどに関する器具を故意に破損もしくは消滅した場合は、その者に対して選挙管理委員会の決議に基づき始末書、謝罪書等の嚴重なる処置をすることができ。

尚、これらの者の選挙権、被選挙権は当該選挙に限り認めない。

第五項 本規定の改正は加盟団体の四分の三以上の決議をもって改正できる。

第六項 本規定は昭和四十四年四月一日より施行する。

第七項 本規約は平成十六年十月十三日にこれを改正する。

第八項 本規約は平成二十七年一月十六日にこれを改正する。

休会制度規約

第七条 休会中も執行委員会が提出を義務付けている書類

は提出しなければならない。また、執行委員はその時に主務会についての説明をする。

第八条 休会制度の適用を受けた団体は休会明けに文連、

ひいては大学に休会明けを公表できる活動に協力して頂く。

第一条 休会制度は執行委員会判断ではなく、団体より申請があつた場合にのみ適応されるものとする。

第二条 休会制度申請資格者は亜細亜学園学術文化連合会会員のみとする。

第三条 休会が開始されたら主務会で報告、公示をするものとする。また、休会が終了しても主務会で報告するものとする。

第四条 休会期間は、最長で申請時より一年とする。四年生のみ団体は原則十一月までの休会とするが、事情を考慮した上で申請時より一年間まで延長できる。

第五条 活動再開可能になった場合には、団体側より活動再開の申請をしてもらう。

第六条 休会中は以下のような本加盟団体として最低限の活動は参加の義務を有する。

- ・主務会
- ・リーダーシップ
- ・次年度正副委員長選挙
- ・文連総会

県人会連合会規約

県人会連合会規約

前 文

亜細亜学園県人会連合会は、本学の建学精神「自助・協力」に基づき、本会の理念「和を以って輪を成す」の達成のため郷土意識の高揚並びに学友相互の親睦を目的とし、これに努め、ひいては亜細亜学園の発展に寄与するものである。

第一章 総 則

第一 条 本会は、亜細亜学園県人会連合会と称し、本部を亜細亜学園内に置く。

第二 条 本会は、前文に掲げた目的を達成する為、他の学友会団体と協力を図って行くものである。

第三 条 本会会員は亜細亜学園の学生全員とする。

第四 条 本会は、前文の目的を達成する為、次の機関を置く。

- 一、連合会議
- 二、会長会議

- 三、本部役員会
- 四、ブロック会議
- 五、特別委員会

第五 条 本会会員は、総ての活動に対して次の権利を有する。

- 一、本会の主催する行事に参加する権利。
- 二、本会への活動批判の自由。

第二章 役 員

第六 条 本会は、役員を次のとおり置く。

第一項 委員長は、本部登録の県人会役員及び本部役員間の立候補制により、全役員の互選において選出され、学友会中央執行委員会委員長がこれを任命する。

①委員長は、本会の最高責任者として会務全般を総轄する。

第二項 副委員長・組織局長・総務局長・財務局長を各一名置く。

①副委員長、組織局長、総務局長、財務局長は、本部登録の県人会役員及び本部役員間の立候補制により全役員の互選において選出される。

②副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

但し、役員の兼任は妨げない。

第三項

③組織局長・総務局長・財務局長は、会務の円滑で健全な運営に努め、局内部を総轄する。

組織局には、東北・関東・中部・西南の各ブロックを設置し、各ブロックにブロック長を一名置く。

①ブロック長は組織局長の推挙により、ブロック会議において承認を得て、委員長が任命する。

②ブロック長は必要に応じ、ブロック長補佐をブロック会議の承認のもとに置くことができ、委員長が任命する。

第四項

総務局には、本会の事務を分掌する広報・渉外・OB会・管理の各部を設置し、各部に部長一名と部員若干名を置くことができる。

①各部部长及び部員は、総務局長の推挙により、委員長が任命する。

第五項

財務局には、若干名の局員を置くことができ、財務局長の推挙により、委員長が任命する。

第六項

各県人会には、本部に登録された次の役員を置かなければならない。

一、会長

二、副会長

三、財務

四、広報

五、OB会

六、渉外

第三章 機関

第一節 連合会議

第七條

連合会議は、本会の最高決議機関であり、その決議は本会の最高意志である。

第八條

連合会議は、総ての県人会役員及び本部役員をもつて構成する。尚、その成立は、委員長・副委員長・組織局長・総務局長・財務局長・各ブロック長及び総ての県人会会長の三分の二以上の出席を必要とする。

第九條

連合会議における決議権は、委員長・副委員長・組織局長・総務局長・財務局長・各ブロック長及び総ての県人会会長が有する。又決議は、その出席数の三分の二以上の賛同を必要とする。

第一〇條

委員長・副委員長・組織局長・総務局長・財務局長・各ブロック長及び総ての県人会会長が出席不可能な場合は、委任状を開催日前日までに議長に提出しなければならない。

第十一條

第一項 連合会議は、定例会議・臨時会議の二種とする。定例連合会議は、原則として毎月一回開催されるものとし、委員長がこれを召集する。

第二項

臨時連合会議は、委員長が必要と認めた場合及び全県人会会長の三分の一以上の要請がある場合、委員長がこれを召集する。

第十二条 連合会議の出席数が規定数に満たない場合は、十日以内に同一議題につき再召集しなければならない。

第十三条 連合会議の際、委員長は会議の日時・場所・議題を、原則として一週間前までに公示しなければならない。

第十四条 連合会議の議事運営は連合会議長が行ない、議長に事故ある場合、副議長が代行する。

第十五条 連合会議長は、委員長の推挙により連合会議において承認を得て、委員長が任命する。副議長は連合会議において承認を待て、委員長が任命する。副議長は連合会議にて選出する。

第二節 会長会議

第十六条 会長会議は、本会において連合会議に次ぐ審議決定機関である。

第十七条 会長会議は、委員長・副委員長・組織局長・総務局長・財務局長・各ブロック長(及び補佐)・各部署長及び総ての県人会会長をもって構成する。

第十八条 会長会議の議事運営は連合会議長が行ない、議長に事故ある場合、副議長が代行する。

第十九条

会長会議は、委員長・副委員長・組織局長・総務局長・財務局長及び総ての県人会会長の三分の二以上の出席をもって成立し、決議は第十七条に掲げる総ての役員の出席数の三分の二以上の賛同を必要とする。

第二〇条 会長会議において決定された事項は、連合会議において承認を得る。

第二一条 委員長・副委員長・組織局長・総務局長・財務局長・各ブロック長(及び補佐)・各部署長及び総ての県人会会長が出席不可能な場合は、委任状を開催日前日までに議長に提出しなければならない。

第二二条 会長会議は、委員長が必要と認めた場合又は、総ての県人会会長の三分の一以上の要請があった場合、委員長が召集する。

第二三条 会長会議の出席数が規定数に満たない場合は、十日以内に同一議題につき再召集しなければならない。

第二四条 会長会議開催の際、委員長は会議の日時・場所・議題を、原則として一週間前までに公示しなければならない。

第三節 本部役員会

第二五条 本部役員会は、本会の最高執行機関であり、本会の目的達成のため連合会議・会長会議において決

議された事項を執行する。

第二六条

本部役員会は、委員長・副委員長・組織局長・総務局長・財務局長及び各局担当役員をもつて構成する。

第二七条

本部役員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

第四節 ブロック会議

第二八条

ブロック会議は、連絡・協議機関であり、ブロック内における意志疎通を図るものである。

第二九条

ブロック会議は、ブロック長（及びブロック長補佐）及びブロック内県人会役員をもつて構成する。ブロック会議は、ブロック長が必要と認めた場合、ブロック長が召集する。

第三〇条

第五節 特別委員会

第三一条

委員長及び連合会議は、特定の活動を行なわせるために必要と認めた場合、特別委員会を設置できる。

第三二条

特別委員会委員長は、委員長の推挙により連合会議において承認を得て、委員長が任命する。

第三三条

特別委員会の委員は、本会役員とし、連合会議において選出する。

第三四条

特別委員会は、本会委員長の要請があつた場合、

その活動状況並びに諸種の資料を提出しなければならない。

第三五条

特別委員会は、当該目的の達成後及び達成不可能が連合会議で認められた時解散する。

第三六条

特別委員会のうち、県人祭実行委員会・アジア祭実行委員会及び選挙管理委員会は毎年設置する。

第四章 県人会

第三七条

本会において県人会を、最も基本的単位とする。

第三八条

県人会は、発言権・決議権並びに予算請求権を有する。

第三九条

県人会は、次の書類を提出しなければならない。

一、役員名簿

二、年間活動計画書

三、活動企画書及び報告書

四、その他本部が必要と認めた書類

第四〇条

会長のない県人会は休会とし、発言権・決議権・予算請求権はない。

第五章 活動再開規定

第四一条

休会中の県人会が活動で再開する場合は、再開主旨・目的・具体的活動事項・発起人を明記し、再

開申請書を組織局長に提出する。

第四二条

加盟の審議は組織局が行ない、最終的に組織局長が裁断する。承認後は県人会として活動する。

第四三条

活動再開申請期間は通年とする。但し十一月は除く。

第六章 財政

第四四条

本会の財政は、学友会より県人会連合会に対する割当金・援助金及びその他の収入をもつてこれにあてる。

第四五条

本会の会計は、本会の財務局長がこれにあたる。

第四六条

県人会は、年二回会計報告を財務局長に提出し、会計監査を受ける義務を有する。

第四七条

本会の会計年度は、四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第七章 顧問

第四八条

本会の県人会は本学専任教職員を顧問として置く。

第四九条

県人会の顧問に推戴する顧問の就任は学長の委嘱による。

第五〇条

顧問は県人会活動において良き協力者・助言者とする。

第八章 任期・解任

第五一条

本会本部役員の任期は、原則として十二月一日より翌年十一月三十日迄とする。

第五二条

委員長が辞任を申し出た場合は、連合会議において審議決定する。

第五三条

副委員長及び各局長が辞任を申し出た場合、委員長がこれを審議し連合会議において決定する。

第五四条

ブロック長及びブロック長補佐が辞任を申し出た場合、組織局長を通し委員長が審議し、ブロック会議において決定する。

第五五条

その他本部役員が辞任を申し出た場合、委員長が決定する。

第五六条

本部役員に欠員が生じ、委員長が後任を必要と認めた場合、当該規定に基づきこれを任命する。但し、任期は前役員の残任期間とする。

第九章 賞 罰

第五七条

年度内において本会の目的に沿って優秀なる活動を行なった県人会に対し、委員長・副委員長・組織局長・総務局長・財務局長・ブロック長の審議により決定し表彰する。

第五八条 本会県人会が本会の目的に反した場合、活動状況

が極めて低調な場合、組織局長は警告する。この警告に従わない県人会は、会長会議において審議決定し、委員長が処分を行なう。

第五九条 本会役員が本会の統制を乱し、体面をけがす行為

があった場合、本部役員会で処分を決定する。

第十章 補 則

第六〇条 本規約の最高解権は、本部役員会が有する。

第六一条 本規約の人員配置事項が難事の場合、委員長は本会の理念又は協調を考慮した上、最終的な決断権を有する。

第六二条 県人会連合会規約を、県人会連合会の最高決議機関で改正できる。

学生健康保険委員会規約

学生健康保険委員会規約

第一章 総 則

第一条 本委員会は亜細亜学園学生健康保険委員会（以下「委員会」という。）と称し本学園内に置く。

第二条 委員会は、組合規約第三条及び第二十四条の規定に基づき、その運営がなされなければならない。

第三条 一、委員会には、前条の目的を達成する為に、次の機関を置く。

- (一)総務部
 - (二)財務部
 - (三)情宣部
 - (四)給付部
- 二、その他、必要に応じて各種の機関を置くことができる。

第二章 委 員

第四条 一、組合員は、組合規約第二十五条の規定により、

委員会委員となることができる。

二、委員長は、委員の互選により推薦され、学生会中央執行委員会委員長がこれを任命する。

三、副委員長及び各部々長は、委員長がこれを任命する。

四、各部委員は、各部々長の推薦に基づき、委員長がこれを任命する。

第五条 委員は、本組合で取扱う組合員の健康及び疾病に關しての秘密を厳守しなければならない。

第六条 一、委員に特別の事由があり、その辞任届を委員長が認めたときは、辞任することができる。

二、委員会規約第三章に定める委員総会において、出席委員の五分の四以上の議決を以つて委員会に在籍することが適当でないと認められた者は、その資格を失う。

第七条 一、現委員が引き続き次年度においてもその資格を継続しようとするときは、委員会に改選の三十日前にその旨を届け出なければならない。

二、委員会は、新年度の最初の理事会において各委員の氏名、学籍番号等を書面にて報告しなければならない。

第三章 委員総会

第八條 委員総会は、本委員会の最高決議機関とする。

第九條 委員総会は、原則として定例理事会に先立つてこれを開く。ただし、委員長が必要と認めたとき又は、委員の三分の一以上のからの要請があつたときは臨時にこれを開かなければならない。

第一〇條 委員総会は、委員長が召集し、議長は委員長がこれにあたる。

第一一條 委員総会は委員の過半数の出席をもつて成立し、その決議は、別段の定めのあるときを除き出席委員の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第一二條 次に掲げる事項は、委員総会の会議を経なければならぬ。

(一) 委員長の選出

(二) 委員長及び副委員長を除く理事の選出

(三) 委員会予算ならびに決算

(四) 理事会に提出する議案

(五) その他必要と認めた事項

一、次に掲げる団体の代表者各々二名以内をオブザーバーとして出席を認める事ができる。

(一) 亜細亜学園中央執行委員会

(二) 亜細亜学園学術文化連合会

(三) 亜細亜学園体育会

(四) 代議員会

二、オブザーバーとして出席した者は、委員会規約第五条に規定する事項を遵守しなければならない。

第四章 会 計

第一節 金銭管理

第一四條 金銭の出納は、すべて現金出納帳に記載しなければならない。

第一五條 現金出納帳は、財務部がこれを管理する。

第一六條 財務部は、未払金、仮払金の事後処理をすみやかに行なわなければならない。

第二節 物品管理

第一七條 物品の購入は、委員長、財務部長及び担当部長の承認を必要とする。

第一八條 物品台帳は、総務部がこれを管理する。

第一九條 物品の貸出しは、これを厳禁する。

第五章 改 正

第二〇條 本規約の改正は、委員総会における出席委員の三分の二以上の同意を必要とする。

附 則

本規約は、昭和五十一年四月一日よりこれを施行する。

亜細亜学園学生健康保険

互助組合理約

第一章 総 則

第一条 本組合は、亜細亜学園学生健康保険互助組合（以下「組合」という）と称する。

第二条 本組合は、学友会会則第七章特別組織団体の規定に基づき設置するものである。

第三条 本組合は、本学園生の健康の維持、増進をはかるとともに、疾病、負傷につき相互に救済することを目指す。

第二章 組合員 組合費

第四条 組合員は、本学園に在籍する全学生とする。但し、聴講生は、これを除く。

第五条 組合員は、入会金及び組合費を次により、大学財務部に納入しなければならない。
(一)入会金 五百円（入学時）

(二)組合費（年額）三千五百円（毎年）
二、入会金は入学時に、組合費は前期学費納入時に当該年度分を納入しなければならない。
三、一度入会した学生が再度入会する場合、入会金は徴収しない。

第六条 組合員証は、学生証を以ってこれに代える。

第七条 組合員は、次に掲げる事由に該当するに至ったときは、その翌日から組合員の資格を失う。

(一)卒業したとき

(二)死亡したとき

(三)退学したとき

(四)除籍になったとき

(五)その他本学園生としての身分を失ったとき

第八条 組合員の資格を不正に行使した場合は、その行為のあった当日に遡り当該年度組合員の資格を停止する。

二、資格停止日以後に給付された給付金は、これを返還しなければならない。

第三章 機 関

第一節 理事会

第九条 理事会は、組合を総括し、組合の管理・運営の最

高機関とする。

第十条 理事会は、次に掲げる七名の理事を以つて構成する。

(一) 学生部長（理事長）

(二) 学生センター課長（副理事長）

(三) 財務部長

(四) 学生委員長

(五) 学生健康保険委員会委員長（副理事長）

(六) 学生健康保険委員会副委員長

(七) 学生健康保険委員会のなかから選出された者一名

第十一条 理事長は、学生部長がこれにあたり、組合事務を総括し、組合を代表する。

第十二条 副理事長は、学生センター課長及び学生健康保険委員会委員長がこれにあたり、理事長を補佐する。

第十三条 理事長に事故あるときは、学生センター課長である副理事長がその職務を代行する。

第十四条 理事の任期は、一年とし、重任を妨げない。但し、欠員補充により就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第十五条 理事会は、原則として三月と六月に定例会議を開く。但し、次に掲げる場合は、臨時にこれを開かなければならない。

(一) 理事長が必要と認めたとき

(二) 学生健康保険委員会から要請があったとき

第十六条 理事会は、理事長が招集し、議長は、理事長がこれにあたる。

第十七条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(一) 予算ならびに決算

(二) 規約の改廃に関する事項

(三) 組合の運営に関する事項

(四) その他必要と認めた事項

第十八条 理事会は、理事の三分の二以上の出席を以つて成立する。

第十九条 理事会の決議は、別段の定めのある場合を除き、出席理事の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は、理事長の決するところによる。

第二〇条 理事会には議事録を備え、議事の経過及び決定事項を記録しなければならない。

第二節 学生健康保険委員会

第二一条 学生健康保険委員会（以下「委員会」という）は、組合員の総意を代表する機関として、組合業務の

管理・運営その他に関して理事会に建議することができ、かつ、次に掲げる事項を行う。

(一) 組合業務の普及

(二) 組合員に対する各種報告

(三)その他委員会が必要と認めた事項

第二二条 委員会は、原則として各学年より二名以上の委員で構成する。

第二三条 委員会には委員長を置く。

二、委員長は、委員会を総括し、代表する。

第二四条 委員会には、副委員長一名を置く。

二、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第二五条 委員の任期は、一年とし重任を妨げない。但し、欠員の補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員の改選は、原則として十一月に行い、新委員の就任は、翌年の四月一日とする。

第二六条 委員の改選は、原則として十一月に行い、新委員の就任は、翌年の四月一日とする。

委員会議約は、別にこれを定める。

第三節 監事

第二八条 組合には、次に掲げる監事三名を置く。

(一)理事会において選任する監査業務を営んでいる学園外部の者一名

(二)総務部長

(三)学友会会計監査委員会委員長

第二九条 監事は、組合の経理を監査し、その結果を理事会に報告しなければならない。

第四節 組合事務所

第三〇条 組合事務所は、本学園内に置き、学生健康保険互助組合に関する事務の一切を処理する。

第三一条 組合事務所に関する規定は、本規約に定めるものの他は、亜細亜学園学生健康保険互助組合規約施行細則に定める。

第四章 会 計

第三二条 組合の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第三三条 組合の経費は、入会金、組合費、寄付金、補助金及び雑収入を以ってこれにあてる。

第三四条 組合の金銭は、理事会が管理し、その出納は、組合事務所を通じて行う。

第三五条 理事長は、毎年、前年度の決算報告書を作成し、監事の監査を経て理事会に提出しなければならない。

第五章 給 付

第三六条 疾病予防措置は、必要に応じて理事会において決定実施する。

第三七条

組合員に対する医療給付は、医療費保険診療分総額の中の、社会保険適用分とする。但し、歯科は給付対象外とする。

二、月限度額は八万円までとする。また、年間を通じて組合員一人に給付する最高給付額は、二十万円を限度とする。

第三八条

診療の際は、他の医療保険と併用して受けることができる。但し、当該医療保険により医療費総額の七十%を越える給付を受けるときは、その差額について給付する。

第三九条

自己の故意又は重過失によつて負傷又は疾病にかつた場合の医療給付は、これを行わない。また、交通事故及び正常な妊娠・分娩については、医療給付の対象外とする。

二、上記以外でも社会保険適用外の医療行為については、医療給付の対象外とする。

第四〇条

医療費の査定は、社会保険診療報酬点数及び一部負担額（保険適用金額）が明記された医療機関発行の領収書に基づいて、これを行う。

第四一条

医療給付金の支払いは、組合所定の医療給付金申請書に基づいて、これを行う。

第四二条

組合員の死亡に対しては、弔慰金五万円を贈る。

第六章 改正

第四三条

本規定の改正は、理事会における出席理事の三分の二以上の同意を必要とする。

附 則

一 本組合の施行細則は、別にこれを定める。

二 本規約は、平成九年四月一日から改正施行する。

三 本規約は、平成十年四月一日から改正施行する。

四 本規約は、平成十一年四月一日から改正施行する。

五 本規約は、平成十四年四月一日から改正施行する。

六 本規約は、平成十七年四月一日から改正施行する。

七 本規約は、平成十八年四月一日から改正施行する。

八 本規約は、平成十九年四月一日から改正施行する。

九 本規約は、平成二十二年四月一日から改正施行する。

十 本規約は、平成二十六年四月一日から改正施行する。

十一 本規約は、平成三十年四月一日から改正施行する。

十二 本規約は、令和元年十月一日から改正施行する。

十三 本規約は、令和四年八月一日から改正施行する。

亜細亜学園学生健康保険

互助組合同規約施行細則

第 一 条 （規約第三条関係）

組合同規約に定める目的を遂行するために、次に掲げる事業を行う。

- (一)健康の維持と増進をはかる事業
- (二)医療給付に関する事業
- (三)疾病予防に関する事業
- (四)相互救済の意識昂揚をはかるための事業
- (五)その他必要と認めた事業

第 二 条 （規約第四条、第五条関係）

転部、転科した組合員は、直ちに組合同事務所に届け出なければならぬ。

二、当該年度分の組合費の納入がないときは、納入があるまで医療給付を停止することができる。

第 三 条 （規約第十条関係）

理事に変更があつた場合は、理事会に報告し、かつ公示しなければならない。

第 四 条 （規約第十七条関係）

予算ならびに決算は、理事会の承認を経た後、公示しなければならない。

第 五 条 （規約第三十条関係）

次に掲げる申請用紙等は、組合同事務所で発行する。

- (一)医療給付金申請書
- (二)医療給付金振込銀行口座登録票
- (三)その他

第 六 条 （規約第三十条関係）

組合は次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (一)組合同規約及び施行細則
- (二)財産目録
- (三)会議録
- (四)元帳及び金銭出納簿
- (五)医療給付金申請書
- (六)その他

第 七 条 （規約第三十四条関係）

組合の金銭の支出は、理事長又は厚生課長である副理事長及び学生健康保険委員会委員長である副理事長の認印を得なければならない。

第 八 条 （規約第三十七条関係）

組合は、全医療に対する給付を目標として努力しなければならない。

第 九 条 （規約第四十一条関係）

一、医療給付金の請求は、組合所定の医療給付金申請書に必

要書類を添付し、原則として診療月の翌月一カ月以内に組合事務所に申請しなければならない。

二、医療給付金申請書の記載内容が不明にして査定困難なるものは、給付を行わないことがある。

三、医療給付金の支払いは、組合員の届け出た指定の銀行口座へ振り込む。

第一〇条（規約第四十二条関係）

弔慰金は、次により支払う。

弔慰金は、死亡組合員の正保証人住所に郵送する。但し、その費用は、組合負担とする。

第一一条（規約第四十三条関係）

この細則の改正は、理事会が行なう。

附 則

一、本施行細則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

二、本施行細則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

三、本施行細則は、昭和六十二年十二月一日から施行する。

四、本施行細則は、昭和六十二年十二月一日から施行する。

五、本施行細則は、平成十年四月一日から施行する。

六、本施行細則は、平成十一年四月一日から施行する。

七、本施行細則は、平成十八年四月一日から施行する。

八、本施行細則は、平成二十二年四月一日から施行する。

九、本施行細則は、平成二十三年四月一日から施行する。

十、本施行細則は、平成二十六年四月一日から施行する。

十一、本施行細則は、平成三十年四月一日から施行する。

救急箱の設置及び 貸出に関する規定

第一 条 団体が合宿その他で活動するとき、組合員の健康維持と負傷時の応急手当を速やかに行う為救急箱を設置する。

第二 条 救急箱は、原則として五名以上の団体（組合員）に貸し出す。

第三 条 貸し出し期間は、原則として一週間以内とする。但し、春休み、夏休み、冬休みについてはこの限りではない。

第四 条 貸し出し期間中、救急箱を破損消失させた場合は、当該団体で弁済する。

附 則

一、本規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

令和七年四月一日印刷
令和七年四月二日発行

（非売品）

発行所

亜細亜学園学友会広報局
東京都武蔵野市境五の八

発行責任者 川島 恵美

印刷所

株式会社野毛印刷社

